

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部等運用計画

第1 計画の方針

市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関がその有する全機能を発揮して、災害の予防及び災害応急対策を実施するための体制について定める。

第2 市の活動体制

1 災害警戒本部の設置

災害対策本部設置以前の体制として、台風及び降雨等の状況を把握し、水防活動あるいは災害対策本部設置の判断資料を得るため、災害警戒本部を設置し、情報収集に当たる。

(1) 設置及び閉鎖の決定

災害警戒本部の設置及び閉鎖については、総務部長、企画政策部長、市民福祉部長、土木建築部長、農林商工部長、上下水道部長、教育次長が協議し、市長に具申し、市長が決定する。

(2) 災害警戒本部長及び職務代理者

災害警戒本部長は市長とする。市長が出張等で不在の場合は、副市長が職務を代理する。

(3) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、総務部総務課に置く。

(4) 配備体制

災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。

配備体制	配備基準
災害警戒本部配備体制	大雨、大雪又は洪水注意報等が発令され、相当の被害が発生するおそれのあるとき。

(5) 動員

災害警戒本部配備体制に要する動員については、本章第2節「動員計画」において定める。なお、動員人数については、本部長、支部長の判断により増減することができる。

(6) 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、主として次の業務を行う。

ア 本部長の指示事項の伝達

イ 降雨状況、河川水位の観測及び気象通報等の収集並びに伝達

- ウ 京都府及び防災機関との連絡調整
- エ 危険箇所の状況把握及び応急措置
- オ 被害状況の調査及び収集

(7) 災害対策本部への移行

災害対策本部が設置された場合においては、災害警戒本部は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

(8) 災害警戒支部の設置

ア 災害の態様によっては、現地における対策組織が必要となる。この場合、支所長を支部長とする災害警戒支部を設置する。支所長が出張等不在の場合は、地域総務課長が職務を代理する。

イ 災害警戒支部の職員配備については、各支所ごとにあらかじめ支所長が定める。

ウ 災害警戒支部の業務については、前記災害警戒本部の業務に準ずるものとする。

2 除雪対策本部

雪害は、風水害あるいは火災等とは若干その様相を異にするため、積雪30センチメートル以上となりなお降雪が続くか、又は大雪のおそれが予想され、常時の道路除雪体制では交通確保が困難と考えられるときは、市長を本部長とする南丹市除雪対策本部を設置し、道路除雪、なだれ防止及び消防施設、教育施設等について必要な対策を実施する。ただし、累年にない降雪のため、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、直ちに災害対策本部に切り換え、必要な対策を実施する。

(1) 設置及び閉鎖の決定

除雪対策本部の設置及び閉鎖については、土木建築部長が総務部長等と協議し、市長に具申し市長が決定する。

(2) 動員

本部体制に要する動員については、本章第2節「動員計画」に定める。

第3 防災会議の開催

市の地域において、災害が発生し、各種の災害復旧について必要のある場合は、南丹市防災会議を開催し、必要な措置を行う。

第4 災害対策本部

1 設置基準

災害対策本部は、次の基準に達したとき、設置する。

- (1) 局地的集中豪雨又は暴風等により、市域において相当の被害が発生するおそれのあるとき、若しくは気象業務法に基づく強風、大雨、洪水等の注意報又は暴風、大雨、洪水等の警報が発せられ、本部設置の必要が認められるとき。

(2) 大規模な地震又は火災、豪雪その他重大な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

2 設置の決定

災害対策本部の設置は、1に基づき具体的には次の状況に至ったときに、総務部長、企画政策部長、市民福祉部長、土木建築部長、農林商工部長、上下水道部長、教育次長が協議し、市長に具申して市長が決定する。

(1) 市内の24時間雨量が100ミリ以上となり、また相当な集中豪雨があり、なお相当な降雨が予想されるとき。

(2) 河川の主要地点の水位がはん濫注意水位〈警戒水位〉を突破し、なお相当な増水のおそれがあるとき。

(3) 台風が京都府地方に接近することが確実であるとき。

(4) その他火災、浸水、大雪等の災害により設置が必要と思われるとき。

3 災害対策本部室の位置

(1) 災害対策本部室は、原則として市役所庁舎総務部総務課に設置する。

(2) 庁舎が被災した場合は、被害状況を調査し、各支所を始め安全が確認された公共の施設で市長が認めた場所に設置する。

4 災害対策本部長の職務代理者の決定

市長が出張等で不在の場合は、副市長が職務を代理する。ただし、時間外において、市長、副市長のいずれもが不在の場合は、総務部長、若しくは登庁した職員のうち、上席の職員が代理するものとする。

5 災害対策本部会議

(1) 災害対策本部の円滑な運営を図るため、本部長、副本部長及び本部員で構成する災害対策本部会議を設置する。

(2) 災害対策本部会議は、災害状況、被害状況等により、災害活動の基本方針を決定するものとする。

6 災害対策本部の運用

(1) 南丹市の災害に対処する組織は、次のことを考慮のうえ直接応急対策活動に関係あるもののみで組織し、その他のものについては動員要員とする。

ア 指揮命令系統を確立すること。

イ できる限り簡素化し名目的、形式的なものを排除すること。

ウ 責任分担を明確にすること。

(2) 災害対策本部の活動は、災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとるものとする。

(3) 災害対策本部の各部各班の事務分掌の活動細目については、各部活動計画により定める。

(4) 災害対策本部の各班は、それぞれ記録を整理し後日、総務課へ提出する。

7 他市町への応援

他市町に災害が発生し応援の要請があったときは、災害対策本部の事務分掌に準じ、それぞれの担当課が応援を実施する。

8 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び事務分掌は、資料編3－(2) 南丹市災害対策本部組織図及び資料編3－(3) 南丹市災害対策本部事務分掌表のとおりとする。

9 災害対策本部の閉鎖

本市の区域内において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、市長は災害対策本部を閉鎖する。

10 災害対策支部又は現地災害対策本部の設置

(1) 災害の態様によっては、現地における対策組織が必要となる。この場合、支所長を支部長とする災害対策支部又は市長が指名する副市長を現地本部長とする現地災害対策本部を設置する。副市長・支所長が出張等不在の場合は、地域総務課長が職務を代理する。

(2) 災害対策支部の職員配備については、各支所にあらかじめ支所長が定める。

(3) 災害対策支部の業務については、災害対策本部の業務に準ずるものとする。

※資料編3－(1) 災害対策本部の標識及び職員の証票

※資料編3－(2) 南丹市災害対策本部組織図

※資料編3－(3) 南丹市災害対策本部事務分掌表

第2節 動員計画

第1 計画の方針

市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、本部要員、職員、消防団員等の動員について、その要領等を定める。

第2 南丹市災害警戒本部の動員

災害警戒本部を設置した場合における要員の動員は、資料編3－(6) 災害警戒本部の動員体制によるものとする。

第3 南丹市災害対策本部の動員

1 動員計画

災害対策本部要員は、3段階による標準動員とし、あらかじめ各部、各班ごとに動員数を設定し、災害対策本部長の指令に基づき実施するものとする。

本部における動員計画は、資料編3－(7) 災害対策本部の職員動員基準のとおりとする。

2 動員の要領

(1) 本部要員等に対する伝達

ア 平常勤務時の伝達系統

※資料編3－(4) 本部員等に対する伝達（平常勤務時の伝達系統）

イ 勤務時間外における伝達系統

※資料編3－(5) 本部員に対する伝達（勤務時間外の伝達系統）

(2) 動員の方法

ア 勤務時間中の動員伝達は、災害対策本部指令により電話又は連絡員等の方法で、2の(1)のアの伝達系統で行う。

イ 勤務時間外の場合の動員の伝達は、電話、職員連絡メールシステム、有線放送（CATV）、防災行政無線、広報車又は連絡員等により、2(1)のイの伝達系統で行う。

ウ 消防団員の動員については、2の伝達系統により行うが、出動要領については、本章第6節「消防活動計画」によるものとする。

第4 他機関に対する応援要請

1 応援要請の協議

応急救助実施について京都府、他市町村及び関係団体に応援を求める必要が生じた場

合は、災害対策本部長は、直ちに本部会議を招集し、応援要請について協議し決定する。ただし、事態が急迫して本部会議を招集するいとまのないときは、直接本部長が決定する。

2 要請及び報告

災害対策本部長が応援要請を決定した場合は、要請先に対し、第3章第27節自衛隊災害派遣要請計画に準じて要請を行うとともに、京都府南丹災害対策支部長に対しこの旨報告する。

また、応援隊の活動についての連絡は、直接関係のある部長が当たり、応援の状況を把握して災害対策本部長に報告する。

第3節 通信情報連絡活動計画

第1 計画の方針

大規模な災害時においては、通信回線の輻輳、寸断等が予想されるため、市は、災害に関する予警報及び情報並びにその他の災害応急対策に必要な報告、指示、命令等に関する重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線、無線等の通信手段を利用するほか、非常通信、放送事業者への放送の要請等を行い、京都府、他市町村及び防災関係機関との効果的な通信の運用を図る。

第2 通信施設の現況

利用可能な通信施設等は、次のとおりである。

1 南丹市防災行政無線

本庁、各支所等を親局とする移動系が整備されている。

※資料編3－(8) 南丹市防災行政無線

2 京都府防災行政無線

各市町村、防災関係機関等を結ぶ無線で、本市では、市役所及び各支所に設置されている。

3 京都中部広域消防組合の専用連絡回線（有線）

京都中部広域消防組合と市役所及び各支所との間に災害時専用の連絡回線が設置されている。

4 孤立防止対策用衛星電話

災害に伴う設備故障等により一般の電話が不通になった場合、孤立防止対策用衛星電話により、重要通信を確保する。

※資料編3－(9) 孤立防止対策用衛星電話

5 NTTの災害時優先扱いの電話

害時には災害時優先電話を有効に活用する。

※資料編3－(10) 災害時優先電話一覧表

第3 災害情報及び被害状況の収集・報告

災害時における情報及び被害状況の収集・報告の要領については、法令等に特別の定めがある場合のほか、次のとおり行うものとする。ただし、市の被害が甚大で市において被害調査が実施できないとき、又は調査に技術を要するため市が単独ではできないときは、京都府南丹災害対策支部に応援を求めて行うものとする。

1 気象情報

京都地方気象台の予報警報、又は京都府南丹土木事務所等から情報を収集する。

2 災害情報

次の要領にて情報の収集又は報告を行う。

(1) 住民組織による収集

ア 災害の発生を知った者は、直ちにその事実を災害対策本部に通報するものとする。

イ 区長、消防分団長等は、知り得た地域内の災害の概況を遅滞なく災害対策本部に報告するものとする。

(2) 本部組織による収集

ア 各部長は、各部で知り得た被害状況、部の活動状況及び要望事項を逐次、本部長に報告する。

イ 税務班長は、災害概況即報、被害状況報告の概要を集約するため、必要に応じ現地に現地派遣係を派遣する。

ウ 本部長に報告する各種の情報は、総務部財政班において収集整理する。

3 情報の報告

(1) 被害の認定基準

災害による被害程度の認定に際しては、被害程度の認定基準の定めるところによる。

※資料編 3－(11) 被害程度の認定基準

(2) 報告の要請及び内容

ア 災害情報報告

市域内に災害が発生し、災害対策本部を設置した場合又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合に、その状況をすみやかに知事（災害対策本部長）に報告する。

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、基本的に京都府に対して行う。

ただし、市が京都府に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、京都府と連絡がとれるようになった後は、京都府に報告するものとする。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合においても、市は直ちに京都府及び消防庁に報告することとする。

(ア) 報告の内容

- a 被害の概要
- b 市災害対策本部設置の状況
- c 避難準備情報の伝達、避難勧告及び指示の状況
- d 消防（水防）機関の活動状況（消防（水防）職団員別とし、使用した機材と主な活動内容）

- e 応援要請状況
- f 要員及び職員派遣状況
- g 応急措置の概要
- h 救助活動の状況
- i 要望事項
- j その他の状況

(イ) 報告の概要

- a (ア)に掲げる事項が発生次第、その都度、「災害情報の報告様式」(第1号様式)により報告すること。
- b 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するように特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めること。

(ウ) 報告の処理概要

市長は、京都府南丹広域災害対策支部長を経由して知事に報告すること。

イ 災害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告し、まず迅速性を主とすることが望ましく、「災害概況即報の様式」(第2号様式 災害概況即報)により行う。ただし、警報が発表されたときは被害の有無にかかわらず、原則として発表後1時間以内に報告すること。

ウ 被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次「災害概況即報の様式」(第3号様式 災害状況報告)により報告する。ただし、知事(京都府災害対策本部長)が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

エ 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後15日以内に「被害状況報告の様式」(第3号様式 災害状況報告)に基づいて報告する。ただし、知事(京都府災害対策本部長)が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

オ 被害詳細報告

保健環境・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細については、別に報告する。

カ 被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

※資料編3－(12) 災害情報の報告様式等

(3) 報告の方法

報告は、最終報告を除き、原則として電話（FAX）をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

通信設備利用に際しては、次の事項に留意すること。

ア 電話による場合

「非常電話」、「緊急通話」を利用するものとし、場合によっては「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

イ 電報による場合

「非常電報」、「緊急電報」を利用する。

ウ 京都府防災行政無線による場合

次の通信優先順位により京都府防災行政無線を利用する。

- (ア) 緊急要請
- (イ) 予警報の伝達
- (ウ) 災害対策本部指令及び指示
- (エ) 応急対策報告
- (オ) 被害状況報告
- (カ) その他災害に関する連絡

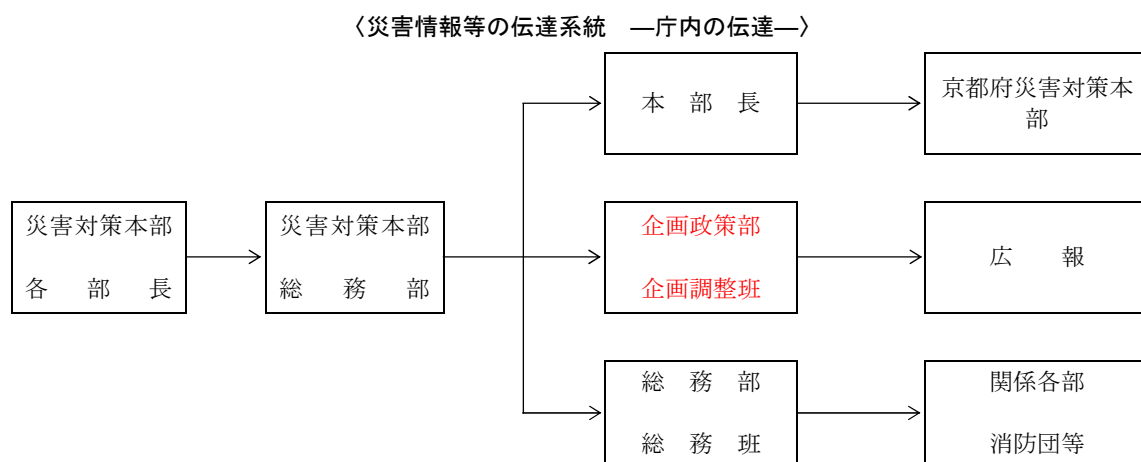
ウ 西日本旅客鉄道(株)の通信設備の利用

警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ、一般の公衆電話が途絶した場合はJR園部駅の通信設備を利用する。

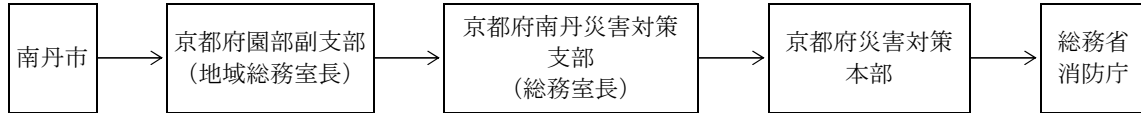
エ 通信途絶時における措置

公衆電話電信、JR通信及び京都府防災行政無線等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。

4 報告の処理系統



〈災害情報等の伝達系統—京都府への報告—〉



京都府への連絡先

	NTT電話	衛星通信系防災情報システム
京都府園部副支部 (地域総務室長)	0771-62-0360	8(又は7)-810-8100
京都府南丹災害対策支部 (総務室長)	0771-22-0422	8(又は7)-790-8100
京都府災害対策本部	075-414-4474 075-414-4475	8(又は7)-700-4474

総務省消防庁への連絡先

	平日 【9:30~17:45 震災等応急室】		休日・夜間 【宿直室】	
	電話	FAX	電話	FAX
NTT電話	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
消防防災無線	7527	7537	7782	7789

5 報告上の留意事項

報告には、あらかじめ定められた記号を用いて行い、単位の呼称（人・棟・世帯・センチメートル・ミリメートル等）は省略する。また、時刻は24時制を採用し、午前・午後の区別は使用しない等報告の簡略化を図るものとする。

6 平常時における留意事項

- (1) 各種報告の様式及び用語等の周知徹底を期しておくこと。
- (2) 報告の基礎となる資料を整備しておくこと。
- (3) JRの通信設備の具体的な利用方法については、JR園部駅とあらかじめ協議しておくこと。
- (4) 報告に要する用紙については、必要なものを事前に印刷して保管しておくこと。また、各用紙とも複写機により複写可能なものとするよう留意すること。

7 非常電報の発信

電報頼信紙に電報書体（片仮名）又は通常の文書体（漢字をまじえてもよい。）で、頼信紙の記事欄に「非常」と朱書し、最寄りの無線局に依頼するものとする。

第4 関係機関との連絡

市内の防災関係各機関とは、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

第5 無線所有機関及び通信系統

1 市の非常通信経路

市は、有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合には、非常通信経路による通信を実施する。

※資料編3－(13) 非常通信経路

2 アマチュア無線局等の利用

これらの無線所有機関には前もって依頼し、必要な事項について十分打合せをしておくものとする。

第6 非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定に基づく非常通信の利用を図る。

1 非常無線通信の内容

- (1) 人命の救助に関すること。
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関すること。
- (3) 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること。
- (4) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。
- (5) 非常事態に際しての事態の收拾復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- (6) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- (8) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- (9) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること。
- (10) 災害対策基本法第57条の規定に基づき、知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの。
- (11) 災害対策基本法第79条の規定に基づき指定地方行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの。
- (12) 防災関係機関の相互間が発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの。
- (13) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
- (14) 民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

2 非常通報を発信できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するほか、次に掲げる者の依頼によ

り発受することができる。

- (1) 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- (2) 地方防災会議及び災害対策本部
- (3) 日本赤十字社
- (4) 全国都市消防長連絡協議会
- (5) 電力会社
- (6) 地方鉄道会社
- (7) その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

3 非常通報の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

- (1) あて先の住所、氏名（かっこをもって電話番号を付記する。）
- (2) 本文（字数は、1通200字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。）
- (3) 発信者の住所、氏名（電話番号を付記する。）

第7 孤立防止対策用衛星電話の使用

防災行政無線電話、加入電話等の途絶に際しては孤立防止対策用衛星電話を活用し、災害情報の報告等通信の確保に努めるものとする。

第8 その他

災害対策本部を設置する以前の各種情報の把握、被害状況等調査、報告は、この計画に準じて行う。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合には、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は「災害用伝言ダイヤル171」、「災害時ブロードバンド伝言板（web171）」を提供し、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西支社及びKDD I株式会社（関西総支社）は「災害用伝言板サービス」を提供する。なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

第4節 災害広報広聴計画

第1 計画の方針

市の地域にかかる災害について被害の状況及び応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、市及び関係機関が迅速かつ的確に被災地住民を始め一般住民に広報を行い民心の安定と、速やかな復旧を図る。広報活動は企画管理部長を責任者として、情報推進班、各支所地域総務班が行い、広聴活動は市民班が行う。

第2 報道機関に対する発表

総務部長は広報資料をとりまとめ報道機関に発表する。発表の内容は、おおむね次の事項とする。

- (1) 災害の種別
- (2) 発生日時及び場所
- (3) 被害の状況
- (4) 応急対策実施状況
- (5) 市民に対する避難準備情報の伝達、避難勧告指示の状況
- (6) 一般市民並びに被災者に対する協力及び注意事項

第3 放送の要請

京都府知事と日本放送協会京都放送局長、株式会社京都放送局長及び株式会社エフエム京都との間に締結された「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」第5条の規定により、必要な事項について知事を通じて当該放送機関に放送を要請する。

第4 関係機関の相互協力

災害の広報に当たって必要があるときは京都府南丹災害対策支部その他の関係機関に対し情報の提供を求め、相互に資料の交換を行う。

第5 一般市民への広報要領

1 広報の方法

災害及び対策の状況又は一般市民に協力を要請すべき事項について次のいずれかの要領により広報する。

- (1) 広報車の派遣及び消防車による巡回放送
- (2) 有線放送（CATV）、防災行政無線（同報系）の利用
- (3) 新聞、ラジオ、テレビ等に対し、特に報道方要請する。
- (4) 広報紙、ビラ、ポスター等の配布並びに、インターネットによる市ホームページ等の利用

2 広報の内容

被害の推移、避難準備及び避難指示、応急措置の状況が確実にゆきわたるよう広報する。

例えば電力、水道等の復旧状況、交通機関の運行状況、河川の水防活動、災害救助活動等に重点をおき、人身の安定と事故防止及び激励を含め、沈着な行動を要請する等の事項を1に掲げた方法により迅速に行う。

第6 広聴活動

1 被災地及び避難場所等に臨時被災相談所等を設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多彩な生活等の問題について適切に相談に応じるほか、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。

2 災害に関して、被災者、市民からの各種の問い合わせに対しては、市民班において対応する。

※資料編3－(14) 緊急警報放送の放送要請

第5節 災害救助法の適用計画

第1 計画の方針

災害救助法が適用される場合の基準及び適用手続について定める。

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法による適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、災害救助法が適用される災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 人口が30,000人以上50,000人未満の本市の場合、市内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯の数が、60世帯以上に達したとき。
- (2) 京都府の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,000世帯以上の場合であって、市の区域内の住家の滅失世帯の数が(1)の滅失世帯数の半数以上であるとき。
- (3) 京都府の区域内で住家の滅失した世帯の数が9,000世帯以上あって、市の区域内の被害世帯数が多数であるとき。
- (4) 災害が隔離した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであるとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき。

第3 被災世帯の算定基準

1 住家の滅失の算定

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は、次のとおり算定する。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1とする。
- (2) 住家が半壊、半焼したものにあつては2世帯をもって1とみなす。
- (3) 住家が床上浸水又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯にあつては3世帯をもって1とみなす。

2 住家の滅失等の認定

(1) 全壊、全焼又は流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延面積の70パーセント以上に達したもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のもの

(2) 半壊又は半焼

住家の損壊又は焼失した部分とその住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割

合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上50パーセント未満のもの

(3) 床上浸水

(1)及び(2)に該当しない場合であって浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積のため一時的に居住することができないもの

(4) 住家

現実にその建物を居住のために使用しているもの

(解釈) 必ずしも1棟の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別棟であったり、離座敷が別であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合して1戸とする。

また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。したがって、学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住している者はもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。

(5) 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位

(解釈) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、マンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯とする。なお、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。

第4 災害救助法の適用手続

- 1 災害に際し、市における災害が第2に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは市長は、直ちにその旨を知事に報告するとともに災害救助法を適用する必要がある場合は、あわせてその旨を要請する。
- 2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第5 災害救助法の実施基準

災害救助法施行細則（昭和38年京都府規則第26号）による。

※資料編3-1(15) 災害救助法施行細則

第6 応急救助の実施

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号のうち1～11に掲げ

る救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市に通知することにより、市長が救助を実施する。この場合において、市長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- 1 収容施設（応急仮設住宅を除く。）の供与
- 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 医療及び助産
- 4 災害にかかった者の救出
- 5 生業に必要な資金、器具又は資料の給与もしくは貸与
- 6 教科書等学用品の給与（私立及び高等学校等生徒を除く）
- 7 埋火葬
- 8 遺体の捜索及び処理
- 9 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 10 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 11 住宅の応急修理
- 12 応急仮設住宅の供与

第6節 消防活動計画

第1 計画の方針

市は、災害発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

第2 消防組織計画

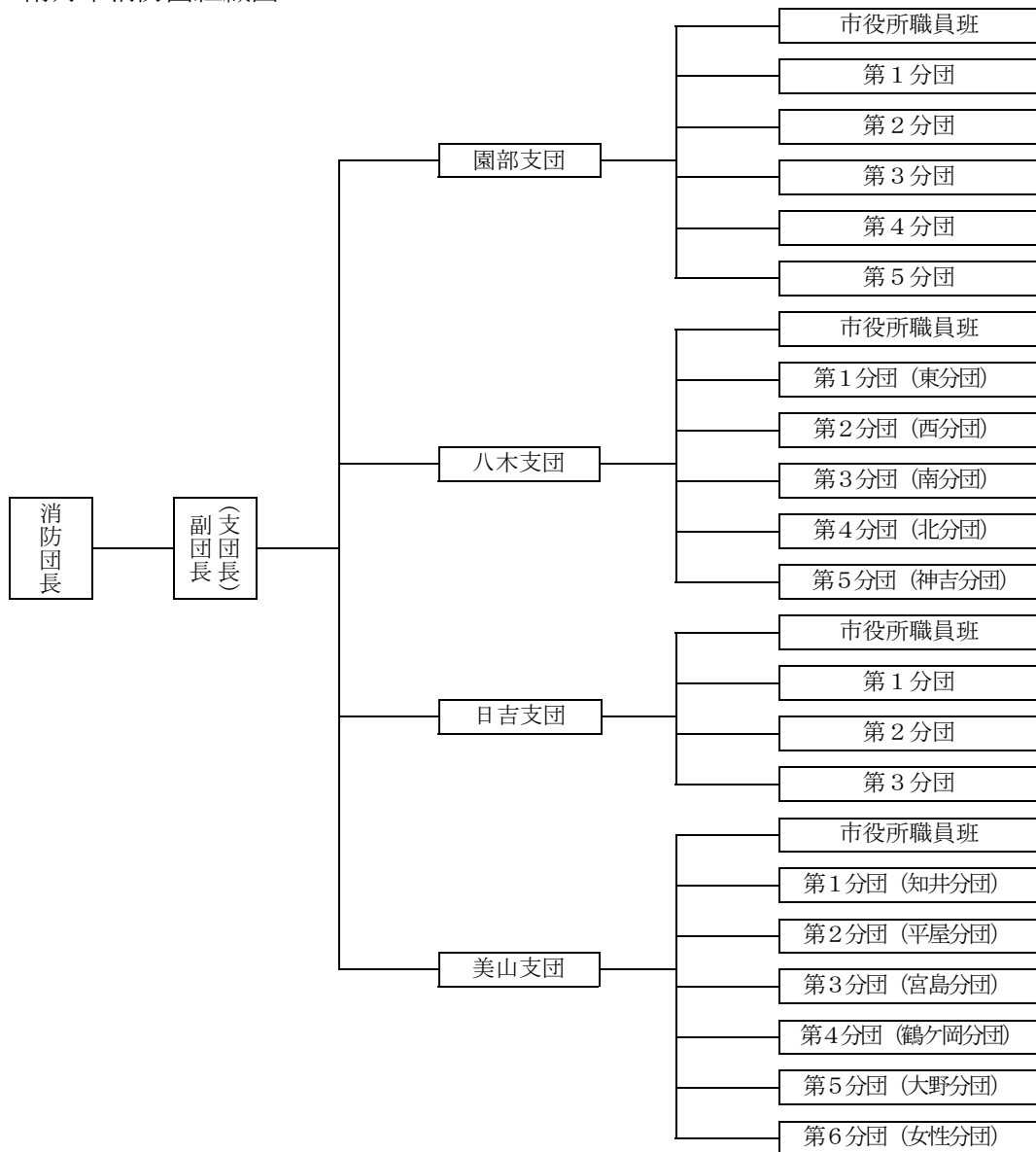
亀岡市、南丹市及び京丹波町の2市1町により京都中部広域消防組合を構成し、広域的、効率的な体制の確立を目指すとともに、さらなる人員、設備の充実を図っている。

さらに、京都中部広域消防組合とともに地域を支える消防団は、本部以下4支団19分団で構成されている。

1 消防団組織

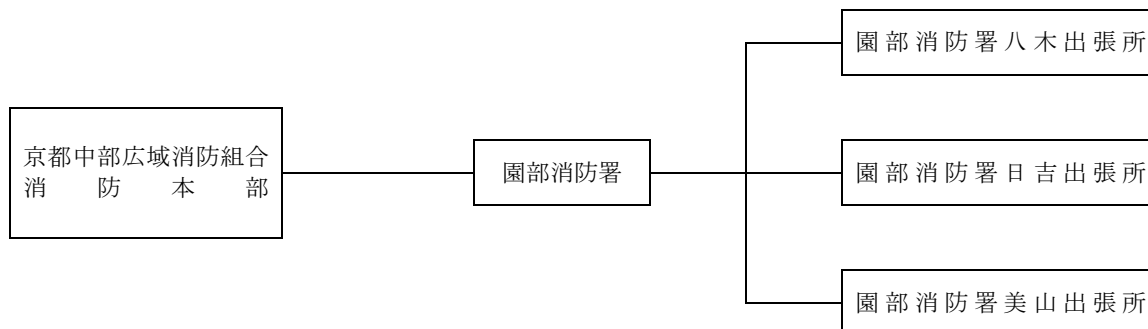
消防団の組織図及び編成は、次のとおりである。

(1) 南丹市消防団組織図



(2) 京都中部広域消防組合編成表

京都中部広域消防組合は、亀岡市、南丹市、京丹波町の2市1町で構成される。南丹市域における消防署の構成は次のとおりである。



2 災害対策本部及び現場指揮本部等

災害時における消防活動は、本章第1節「災害対策本部等運用計画」に定めるところにより災害警戒本部、除雪対策本部及び災害対策本部が設置されたときは、その体制下に入るものとする。この場合、消防団長は必要があるときは、市長の許可を得て次による消防団本部を設置することができるものとする。

本部名称	部長	本部要員	
南丹市 災害対策本部 消防団本部	消防団長	副団長 (支団長)	1 水防活動体制の確保 2 救急活動体制の確保 3 応急活動体制の確保

第3 警報発令伝達計画

1 火災警報の発令

京都中部広域消防組合管理者は、強風注意報、乾燥注意報を受け、気象の状況が京都中部広域消防組合火災予防規則第21条に規定する状況となった場合又はなる見込みのある場合で、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令し、火災予防上必要な措置をとる。

2 伝達系統及び方法

※資料編3－(16) 火災警報の伝達系統

第4 情報計画

1 災害情報の収集及び報告

消防団各分団は、地区内の災害情報の収集に当たり、収集した情報を直ちに支団長を通して市総務部総務班長に連絡するものとし、総務班長は、直ちに京都府危機管理・防災課、京都府消防安全課、関連機関に連絡するものとする。

2 大火災等の情報及び報告

大火災等の災害が発生した場合（発生する恐れがある場合も含む）、京都中部広域消防組合は次により調査のうえ、災害対策に必要な情報に意見を添えて知事に報告する。

(1) 調査報告事項

調査報告事項は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）による。

(2) 調査報告を要する規模

次のいずれかに該当する火災（該当するおそれがある場合も含む）について報告するものとする。

ア 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故について火災・災害等即報要領 第1号様式（火災）により報告する。

(ア) 死者3人以上生じたもの

(イ) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

イ 個別基準

次の火災及び事故についてはアの一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合も含む）について報告する。

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- d 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- e 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがある等、社会的に影響度が高いもの

(ウ) 交通機関の火災

航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

- a 航空機火災
- b トンネル内車両火災
- c 列車火災

(エ) その他

(ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、毒性ガスの放出を伴う火災等特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に留意すべきもの

※資料編3－(17) 火災・災害等即報要領

(3) 直接即報基準

前記(2)のイの(ウ)に掲げる交通機関の火災について、また、ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災について、京都中部広域消防組合は、第一報を府に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、報告するものとする。

第5 消火活動

1 消防団

(1) 出動要領

消防団の火災出動は、次による。

	基 準	出 動
出 動	1 市内に火災の発生を覚知したとき。 2 山林に火災が発生し、延焼拡大のおそれがあるとき。 3 出動命令を受けたとき。	当該区域の支団・分団

(2) 招集部隊編成及び任務分担

消防団の組織は、第2の1の(1)のとおりであり、災害対策本部が設置されたときは、本部長の指揮下に入る。

(3) 警戒体制の確立

気象状況が悪化した場合、火災発生危険があるとき、火災発生によって著しく混乱を招来するか、あるいは人的危険が予想されるときには、警戒班を編成し、厳重な警戒を実施する。

(4) 通信体制の確立

消防団員の招集、出動の指令、報告通報等の活動が開始されたときは、緊急通信の優先順位により通信を確保する。

(5) 火災防ぎょ体制

火災が発生した場合、水利、道路あるいは建物等の関係で延焼拡大又は人命危険が予想される区域、危険な建物、重要な建物、油、タンク等危険物、森林、車両等について火災防ぎょ体制を確立する。

2 京都中部広域消防組合

(1) 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、消火活動重点地域における消火活動や、延焼火災現場での人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施するなど、現場の状況に応じて臨機応変に対応する。

(2) 火災防ぎょ活動の原則

ア 同時に複数の火災が発生した場合	延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。
イ 広域避難地及び避難路の周辺で火災が発生した場合	当該広域避難地及び避難路の安全確保を優先する。
ウ 高層建築物、地階等の火災	当該火災に対応できる装備によって優先して対応する。
エ 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から火災が発生した場合、又はすでに延焼拡大した火災	住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。

(3) 火災防ぎょ活動の区分

ア 分散防ぎょ活動	同時多発火災に対処するため消防隊を分散出場させ、火災を少数隊で防ぎよする。
イ 重点防ぎょ活動	延焼火災のうち広域避難地及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。
ウ 拠点防ぎょ活動	延焼火災のうち広域避難地及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。

(4) 同時多発火災の防ぎょ対策

同時多発火災が発生した場合は、あらかじめ指定する消火活動重点地域を優先し、避難の安全確保活動を展開する。

ア 部隊運用

- (ア) 出動部隊数の調整
- (イ) 活動部隊数の合理化と無線統制
- (ウ) 消防団との連携強化

イ 部隊の確保

- (ア) 非常招集による緊急増強隊の編成
- (イ) 他市町消防応援隊の要請及び活用

ウ その他

- (ア) 出動体制の迅速化
- (イ) ホースの確保
- (ウ) 防火水槽及び自然水利等の活用
- (エ) 広報

(5) 広域断水時火災の防ぎょ対策

- ア 自然水利及び防火水槽の適切な活用による水利の確保
- イ 給水タンク車の優先出動と活動
- ウ 有効かつ的確な水利統制
- エ 機械性能の保持及び積載ホースの増強
- オ 火気使用者に対する啓発

- カ 危険区域の重点立入禁止措置
- (6) 大規模市街地火災の防ぎょ対策
 - ア 初動体制の確立
 - イ 火災態様に応じた部隊配備
 - ウ 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動
 - エ 延焼阻止線の設定
 - オ 自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動
- (7) 高層建築物等火災の防ぎょ対策
 - ア 活動期における出動隊の任務分担
 - イ 排煙、進入時等における資機材の活用
 - ウ 高層建築物等の消防用設備の活用
 - エ 高層建築物における屋上緊急離着陸場の活用
 - オ 水損防止
- (8) 二次災害の防ぎょ
 - 災害発生から数時間～数日後に発生する火災の発生を防止するため、出火防止措置を講じる。

第6 相互応援計画

市のみでの災害応急対策に不足を生じる場合は、それぞれの応援協定に定める手続により応援を要請し、受援体制を整えるものとする。

※資料編3－(18) 相互応援協定

第7節 水防計画

第1 計画の方針

水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定に基づき、水防体制を強化し、その活動が迅速、的確に実施されるよう必要な事項を定める。

第2 水防の責任

水防法に基づく水防組織の整備、水防活動の実施、水防施設、器具、資材の整備等水防に関するあらゆる準備行為、具体的水防活動については、指定水防管理団体たる市がその責任を負う。

第3 水防組織

水防業務を処理する水防団は、南丹市消防団をもってこれに当て、消防団本部を水防団本部とし、市長（災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部長たる市長）が総括する。

1 水防団の機構

本章第6節に掲げる消防団組織と同様とする。

2 水防に関する事務分掌

- (1) 危険地域の警戒に関すること。
- (2) 河川、ため池その他緊急を要する被害箇所の応急復旧に関すること。
- (3) 水害現場活動に関すること。
- (4) 人命救助及び避難誘導に関すること。
- (5) その他水防に関すること。

第4 重要水防区域・河川重点警戒箇所

南丹市管内水防区域のうち、その現状及び洪水の場合公共上に及ぼす影響が大きく、特に警戒防ぎよを図る必要が認められる重要水防区域・河川重点警戒箇所が京都府により指定されている。

※資料編3－(19) 重要水防区域・河川重点警戒箇所

第5 雨量、水位の観測通報

次により、観測通報するものとする。

1 非常雨量観測通報

総雨量 (mm)	大雨に関する注意報又は警報発令中	大雨に関する注意報又は警報発令なし
50未満	3時間ごとに 観測 通報	なし
50	同上	50mm近くなった直後の正時
50～100未満	毎時 観測 通報	3時間ごとに 観測 通報
100以上	同上	毎時 観測 通報
時間雨量 20	即時	通報

2 非常水位観測通報

時	期	種類
水防団待機水位 (指定水位) 以下	大雨に関する注意報又は警報が出されてから水防団待機水位 (指定水位) に達するまで	3時間ごとに 観測 通報
	水防団待機水位 (指定水位) 以下となり、まだ大雨に関する 注意報が解除されていないとき	3時間ごとに 観測 通報なし

時	期	種類
水防団待機水位 (指定水位) はん濫注意水位 (警戒水位)	水位上昇緩 (1時間30cm以下)	毎時 観測 3時間ごとに 通報
	水位上昇急 (1時間30cm以上)	毎時 観測 通報
	水位下降時	毎時 観測 3時間ごとに 通報
はん濫注意水位 (警戒水位) 以上		毎時 観測 毎時 通報

3 雨量水位観測所

京都府、国土交通省により雨量観測所、水位観測所が設置されている。

※資料編 3 - (20) 雨量水位観測所

4 連絡系統

雨量、水位の観測結果は、観測員から土木建築部道路河川班に通報し、道路河川班は直ちに災害対策 (警戒) 本部長に報告するものとする。

5 資料の相互交換

南丹市の区域外の河川水位及び雨量については、京都府南丹土木事務所に連絡し、情報の把握に努める。

第6 水防通信連絡

南丹市防災行政無線を使用するほか、本章第3節「通信情報連絡活動計画」による。

第7 輸送

水防時、出水地域の人命救助作業、資材の運搬及び浸水地内の連絡を容易にするため、トラック、水防車 (消防車)、荷車 (リヤカー) 及び舟艇を使用する。

※資料編 3 - (21) 水防倉庫及び資材器材

第8 水防用資材、器材の整備

1 水防倉庫

水防資材、器材を備蓄する水防倉庫は、18棟（専用17棟、代用1棟）を有する。

2 水防資材及び器材

資器材の内容を資料編に示す。

※資料編3－(21) 水防倉庫及び資材器材

第9 水防活動に関する諸規定

1 公用負担

(1) 公用負担命令書

水防法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、災害対策本部長又は委任を受けた者は、水防現場において必要な土地を一時使用し土石、竹林、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

この場合、公用負担命令書を目的物の所有者又は管理者又はこれらに準ずべき者に手渡してこれを行う。

(2) 公用負担権限証明書

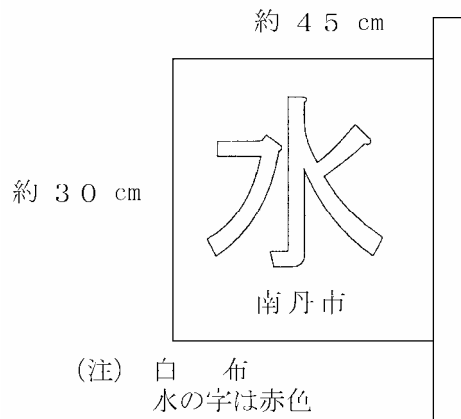
水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する者は、災害対策本部長、消防団長（水防団長）にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては公用負担権限証を携行し、必要ある場合はこれを提示するものとする。

※資料編3－(22) 公用負担命令書

※資料編3－(23) 公用負担命令権限証

2 優先通行の標識

水防法第18条に規定する優先通行の標識は、下記のとおりである。



第10 水防信号

水防時における信号は、次のとおりとする。

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	○— 休止 ○— 休止 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒
第2信号	○—○—○ ○—○—○	○— 休止 ○— 休止 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○	○— 休止 ○— 休止 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒
第4信号	乱 打	○— 休止 ○— 約1分 約5秒 約1分
備 考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要あれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。 3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。	

- (注) 1 第1信号 はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
 2 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
 3 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
 4 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

第11 水防活動

1 平時の巡視

団長は、堤防延長1km又は2kmごとに1人の基準で消防団員等による巡視員を定め、常に区域内を巡視させ、水防上危険な個所を発見したときは、京都府南丹土木事務所長に連絡して必要な措置を求めるものとする。団長は、平常監視員1名を定め、常に区域内を巡視させ水防上危険な個所を発見したとき又はその操作を必要とするときは、市長に通報するとともに、京都府南丹広域振興局長に連絡して必要な措置を求めるものとする。監視員は、平常工作物を点検し出水時の操作に支障のないようにするものとする。

2 出水時の監視

はん濫注意水位（警戒水位）に達したときは、堤防延長0.5km又は1kmごとに消防団員等による監視員1人、連絡員1人の基準で監視に当たらせ、水防上危険な個所を発見したときは直ちに京都府南丹土木事務所長に連絡するものとする。管理者は、監視員、連絡員共若干名を置き、水防作業を必要とするときは直ちに市長に連絡できる体制を整えておくものとする。

第12 水防出動

1 南丹市災害対策本部要員の出動は、本章第2節「動員計画」による。

2 水防団の出動

水防管理者（市長）は、災害の状況により次の4段階に分け、水防団を出動させ所定の活動を行わせるものとする。

体制	状況	任務
待機	大雨注意報が発せられた時又は河川の水位が水防団待機水位（指定水位）に達して水防警報（準備）が発せられた時及び市災害警戒本部が設置されたとき。	連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の状況を把握することに努め団員は直ちに次の段階に入り得る状態にしておく。
警戒	河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達して水防警報（出動指示）が発せられた時又は上昇のおそれがあり出動の必要が予測されるとき。	水防信号（第1信号）を吹鳴し団長、支団長等は所定の詰所に集合し、資器材の整備点検及び作業の配備計画等に当たり、樋門、溜池等水防上重要工作物のある個所へ団員の派遣、水位観測及び堤防監視等のため一部団員を出動させる。
作業	河川の水位がはん濫危険水位（危険水位）に達するおそれのあるとき。	水防信号（第2信号）を吹鳴し、全団員は所定の詰所に集合、警戒配置につき、団長の指揮により水防作業を行う。 水防要員等は自宅待機し、団長等の指示により行動する。
解除	河川の水位が水防団待機水位（指定水位）以下となり、水防活動の必要がないと認められるとき。	団長は水防活動が終了した旨を災害対策部長（市長）に報告し、解散する。

3 住民の協力

- (1) 災害対策本部長は、事態が急迫し水防団員のみでは防ぎよが困難になったときは、区域内に居住する水防要員及び地域住民にも水防作業の協力を求めるものとする。
- (2) 災害対策本部長の要請により出動した水防要員及び地域住民は、水防団員と共に行動し水防団長等役員の指揮監督下に入るものとする。
- (3) 団長は、毎年各区ごとに必要に応じ水防要員の選出を行い、市長に氏名を登録しておくものとする。

4 水防管理者（市長）は、大規模な水防活動を要するため、水防法第22条及び第23条の規定に基づき、警察官及び他の水防管理者若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

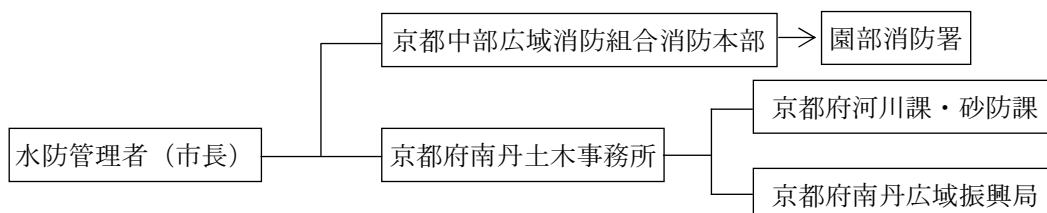
この場合、水防管理者（市長）は現地に責任者を置き、目印として昼間は赤腕章、夜間は赤ランプによりその位置を明確にしておくものとする。

なお、援助協力を求めた場合には直ちに京都府南丹災害対策支部長にその詳細を報告するものとする。

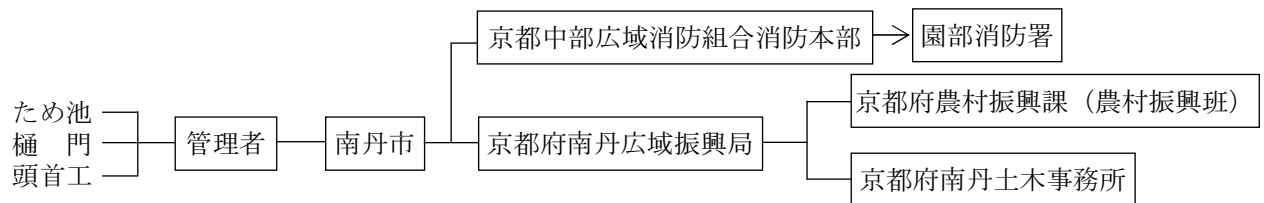
5 出動、水防開始、堤防及び溜池等の異常に関する報告

- (1) 次の場合には、連絡系統図により直ちに報告するものとする。

- ア 水防団及び水防要員等が出動したとき。
- イ 水防作業を開始したとき。
- ウ 堤防等に異常を発見したとき。（これに関する処置を含む。）



(2) 溜池等の異常を発見したときは（これに関する処置を含む。）次の系統により報告するものとする。



6 決壊等の通報

堤防又は溜池が決壊し、又はそのおそれのある事態が発生した場合には、水防管理者（市長）又は水防団長は、水防法第25条の規定により直ちにその旨を京都府南丹土木事務所及び京都府南丹広域振興局、京都中部広域消防組合、氾濫する方向の隣接市町に通報するものとする。

第13 避難のための立ち退き

本章第8節「避難対策計画」による。

第14 水防解除

災害対策本部長（市長）は、河川の水位が水防団待機水位（指定水位）以下に減じる等水防活動の必要なしと判断したときは、水防解除を指令する。

第15 水防てん末報告

水防が終結したときは、その都度市長は、5日以内に京都府南丹土木事務所経由、知事に報告するものとする。ただし、警戒のみに終わった場合はこの限りでない。

第8節 避難対策計画

第1 計画の方針

災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための対策を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難方法等について定める。避難準備情報、避難勧告、避難指示等について、平成17年に国が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえて市が作成する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に則して対応する。

第2 避難準備情報並びに避難の勧告又は指示の発表体制の確立

市は、京都府から必要な助言、支援を受け、気象警報、降水量、河川水位その他各種情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合には、危険予想地域の住民に避難勧告を発令する準備に入ったことを知らせる避難準備情報を発表する体制を確立する。

したがって、避難情報の種類を従来の「避難勧告」、「避難指示」の2類型から「避難準備（災害時要援護者避難）情報」、「避難勧告」、「避難指示」の3類型に発展させる。

< 3 類型の避難情報 >

避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備（災害時要援護者避難）情報	○ 災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○ 災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
避難指示	○ 前兆現象の発生や切迫した現在の状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 人的被害の発生した状況	○ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。		

第3 実施責任者

区分	実施責任者	根拠法	措置	実施の基準	
避難準備情報	市長	(防災基本計画)	情報の提供	上記の「発令時の状況」となったとき。	
避難勧告	市長	災害対策基本法第60条第1項、第2項	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。	
	知事	災害対策基本法第60条第5項		災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	
区分	実施責任者	根拠法	措置	実施の基準	
避難指示	市長	災害対策基本法第60条第1項、第2項	立ち退きの指示、	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき。	
	知事	災害対策基本法第60条第5項	立ち退き先の指示	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき。	
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第29条		洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき。	
	警察官	警察官	災害対策基本法第61条第1項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	市長が立ち退きを指示することができないとき又は市長から要求があったとき。
			警察官職務執行法第4条	警告、避難の措置	天災等において特に急を要する場合に、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度で避難の措置をとる。
自衛官	自衛隊法第94条第1項		警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる。		

第4 避難の勧告・指示等の実施

災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため、特にその必要があるときは、危険区域の住民に対し、次の方法により避難のための準備情報の伝達並びに立ち退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、避難のための立ち退きを指示するものとする。

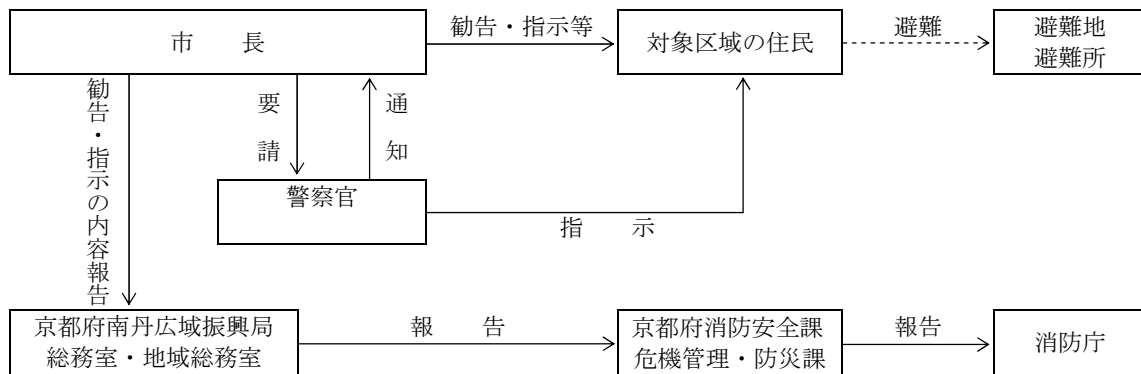
1 市長の避難準備情報の伝達、勧告又は指示

- (1) 災害により被害発生のおそれがあり、災害時要援護者等特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があるときは、市長は、避難準備情報を発表する。
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、避難のための立ち退きを勧告し、急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。また、必要なときは立ち退き先も指示する。

市長は、勧告又は指示をしたときは速やかに知事に報告する。

また、市長による避難の勧告・指示ができないとき又は市長から要請があったときには、警察官は必要と認める地域の住民等に対して避難の指示をする。

<連絡系統図>



2 知事の勧告又は指示

- (1) 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、市長に代わって前記1の全部又は一部を実施する。
- (2) 知事は、市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。
- (3) 知事は、市がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに当該代行に係る事務を市長に引き継ぐ。
- (4) 知事は、市長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を市長に通知する。

3 警察官の指示

市長が避難のための立ち退きを指示できないと認めるとき又は市長から要求があったときは、警察官は自ら立ち退きを指示する。この場合、警察官は直ちにその旨市長に通知する。

また、これによって避難の目的が達成できないときは、警察官職務執行法に基づき、必要な限度で避難の措置を講じる。

4 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険があり、特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、避難等の措置をする。

5 洪水のための指示

災害に伴う洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた京都府の職員又は水防管理者（市長）は、立ち退き又はその準備を指示する。水防管理者（市長）が指示する場合には南丹警察署長にその旨を通知する。

6 地すべりのための指示

災害に伴う地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた職員は、必要と認める区域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。この場合、南丹警察署長にその旨を通知する。

第5 警戒区域の設定

1 警戒区域と避難勧告・指示の違い

避難勧告・指示は、对人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は、地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に認められる場合に行う。

2 警戒区域の種類

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

<警戒区域の種類>

実施者	根拠法	措 置	実施の基準
市長	災害対策基本法第63条第1項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のための特に必要と認められるとき。
知事	災害対策基本法第73条第1項		市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。
水防団長、水防団員、消防職員	水防法第21条第1項		水防上緊急の必要がある場合
消防吏員、消防団員	消防法第28条第1項、第36条		火災の現場において消防警戒区域を設定する必要がある場合（水災を除く）
消防長 又は消防署長	消防法第23条の2第1項		火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する
警察署長	消防法第23条の2第2項		消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。
警察官	災害対策基本法第63条第2項ほか		市長（権限の委任を受けた市職員を含む）が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは警戒区域を設定する。
自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害対策基本法第63条第3項		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定する。

第6 避難の勧告・指示の際の伝達事項

避難の勧告及び指示を関係住民に伝達する事項又は避難上の注意事項の項目は、次のとおりとし、分かりやすく簡潔な内容とする。

1 勧告・指示事項

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (3) 避難勧告又は指示の理由
- (3) その他必要な事項

2 注意事項

- (1) 避難後の戸締り
- (2) 火災の予防
- (3) 携帯品の制限（貴重品、食料、飲料水、日用品等必要最小限のもの）

第7 避難の勧告・指示の伝達方法等

1 地域住民に対する伝達

(1) 信号による伝達

警鐘サイレンによる避難信号は、次のとおりである。

警 鐘	乱 打
サイレン	

(2) 放送による伝達

ア 無線放送による伝達（移動系）

市役所から直接支団長へ放送する。

イ 無線放送（同報系）による伝達

地域住民への放送

ウ 有線放送（CATV）による伝達

地域住民への放送

エ ラジオ等による伝達

日本放送協会（NHK）及び民間放送会社に対し、勧告・指示を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、放送について協力を依頼する。

(3) 広報車等による伝達

市広報車、消防車などを利用して関係地区を巡回して伝達する。

(4) 伝達員による個別訪問

夜間及び停電時等で地域住民に対し、完全に周知徹底することが困難な場合は、消防団員によって個別口頭伝達を行う。

(5) ホームページによる伝達

市のホームページを活用して、情報提供を行う。

2 知事に対する報告

市長等が避難の勧告・指示を行ったときは、その旨を直ちに京都府南丹広域災害対策支部長を通じ知事に報告するとともに、その後の避難住民の動静についても逐次報告する。

3 関係機関への連絡

(1) 施設の管理者への連絡

市内の避難場所として利用する学校、公民館、神社、寺院、工場等の施設の所有

者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

(2) 警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導、整理のため警察等の関係機関に勧告・指示の内容を伝え協力を求める。

(3) 隣接市町への連絡

隣接の市町の施設を利用しなければならない避難住民に対し、避難の勧告・指示を行うときは、その内容を直ちに関係市町長へ連絡し協力を求める。

第8 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の避難の確保

1 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市長は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第3号の規定に基づき、浸水想定区域内に所存する高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時要援護者が利用する施設の円滑かつ迅速な避難を確保する。

浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設（水防法第15条第1項第3号）と水洪水予報（水位情報）等の情報伝達系統（水防法第15条第2項）を資料編に示す。

災害時要援護者関連施設への伝達手段は、防災行政無線、電話、NTTファクシミリ等により行い、伝達内容は、洪水予報、水位情報、避難勧告等が考えられる。

※資料編 3－(24) 浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設及び洪水予報等の伝達方法

2 土砂災害警戒区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市長は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第2項の規定に基づき、土砂災害警戒区域内に所存する高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時要援護者が利用する施設の円滑かつ迅速な避難を確保する。

土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設と土砂災害に関する情報等の情報伝達系統を資料編に示す。

災害時要援護者関連施設への伝達手段は、防災行政無線、電話、NTTファクシミリ等により行い、伝達内容は、土砂災害警戒情報、避難勧告等が考えられる。

なお、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流、地すべり危険箇所およびその周辺について、土砂災害警戒区域等が指定されていない地域においては、土砂災害警戒区域等に準じた処置を講ずる。

※資料編 3－(25) 土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設及び土砂災害に関する情報等の伝達方法

第9 避難の誘導及び移送等

1 避難地、避難所

地区の避難地、避難所等は、資料編 3－(26)「避難地、避難所」のとおりである。

2 避難誘導者

避難住民の誘導整理は、警察官、消防団員等が行うものとし、災害の態様に応じて必要な箇所において誘導整理を行う。この場合、避難経路はできるだけ危険の少ない経路を選定する。

なお、災害時要援護者支援プランが作成されている者は、あらかじめ定められた支援者とともに避難する。

3 避難経路の表示

避難地、避難所及びその位置を避難住民に徹底させるため要所ごとに標識を設ける。

4 避難順位

- (1) 避難住民のうち高齢者、幼児、傷病人等は、優先的に避難させるものとする。
- (2) 災害の種別、発生時期等を考慮し、先に災害を受けると認められる地域内居住者の避難を優先する。

5 避難者の確認・救出

避難の勧告・指示等を発した者は、当該地域に対し、避難終了後、速やかに警察官、消防団員等による巡視を行い、立ち退きに遅れた者等の有無の確認及び救出に努める。また、避難の勧告・指示等に従わない者については説得に努め、状況によっては強制措置を執る。

市は、災害時要援護者マップに基づき、自主防災組織を中心に地域団体等と連携しながら、速やかに在宅の要災害時要援護者の安否確認を行うとともに、把握している災害時要援護者情報と避難者名簿の確認を行い、安否確認や被災状況を把握する。また、居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努め、発見した場合は一時集合場所・避難所等への移動や社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。

6 移送の方法

- (1) 避難は、自主避難を原則とするが、孤立地域又は避難中に危険がある場合あるいは高齢者、傷病者等通常的手段では避難できない住民については、市が車両等により移送する。
- (2) 被災地が広範囲にわたり、大規模な立ち退き移送を必要とし、市において処置できないときは、京都府南丹災害対策支部へ応援を要請する。

7 避難所の仮設

避難所に適する施設がないか、又は避難場所が使用不能になった場合あるいは避難場所に収容しきれなくなった場合には、野外に仮小屋を仮設し、又は天幕を設営するなどの措置をとる。

第10 避難所の開設閉鎖及び管理等

1 避難所の開設

市長は、災害の状況により必要に応じて避難所を開設し、被災者を収容保護する。この時、次の点に留意する。

- (1) 避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害の恐れのない場所を選定する。また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーにも配慮する。
- (2) あらかじめ市が指定する避難所以外でも、災害の状況に応じては避難所としての役割を果たす施設も考えられる。例えば、古くからある寺院は安全な場所にあることが多く、また、2階建ての公共施設等は水害時に有効な場合もある。

災害時には、こうした施設等も適宜利用して応急対策活動を行い、市民の安全確保に努める。

特に、災害時要援護者の避難誘導にあたっては、病院、介護保険関係施設、福祉センター、近隣ビルの高所等も含めて避難所に活用するとともに、被災地域以外にある旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な災害時要援護者の避難行動時間の短縮及び避難支援者への負担軽減、避難所での生活への配慮を進める。

2 避難所の周知

避難所にはその旨を地域住民に周知させる標示を行う。また、広報車、市防災行政無線（同報系）及び有線テレビ（CATV）等を通じ避難所を周知させる。

3 避難所管理職員

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに各避難所に避難担当の所属職員を派遣し駐在させ、避難住民の管理に当たらせる。連絡員には市所属職員を当て、必要により消防団員を配置する。

4 避難住民の把握

避難所管理職員は、避難住民の実態把握と保護に当たるものとし、消防団員と協力して避難所を管理し、市災害対策本部と情報連絡を行う。

5 避難所の管理運営

避難所責任者は、市が作成する避難所運営マニュアルに基づき、次のような避難所の管理運営を行う。

- (1) 避難対象地域からの避難者のほか、他地域からの避難者も収容するが、施設の収容能力が不足したときは、市本部に連絡し、指示を受けて収容者を他の避難所へ移送する手続きを行う。
- (2) 施設の職員、消防団、警察、自主防災組織、その他の協力を得て、避難所機能の維持と安全管理に努める。
- (3) 収容者に対し、避難指示の内容や理由、災害の見通し、被害状況、救援活動等を説明し、収容者の安心に努める。
- (4) 施設内の適切な部屋割りや生活救援物資等の支給等、収容者の居住性の向上に配慮する。
- (5) 被災者のニーズの把握・調整を行う。特にニーズの把握には、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点などにも十分配慮する。

(6) 市本部は、緊急医療等の措置を必要とする被災者について、移送を行う等の措置をとる。

(7) 避難所の運営にあたっては、被災者の健康維持に努め、特に災害時要援護者等には次のような措置を講じる。

ア 担当職員、介護職員、ホームヘルパー、民生委員等の訪問による実態調査の実施

イ 避難者の障害や身体の状態に応じて、避難所から適切な措置を受けられる施設（高齢者にあつては「介護施設等一時避難協定書」における協定締結先施設）等への速やかな移送

※資料編3－(27) 介護施設等一時避難協定書における協定締結先施設一覧

ウ 避難者の障害や身体の状態に応じて、保健師、介護職員、ホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣。なお、市は、平素から資格者名簿の整理などの措置を講じておく

エ 高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した食料の支給

(8) 避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等の利用可能な既存住宅のあっ旋により、避難場所の早期解消に努める。

(9) 収容状況の報告

避難所責任者は、収容者の状況を確実に把握し、市本部に対し一定の時間ごとに状況を報告する。

6 開設状況の記録

避難所管理職員は、避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員等）を日々記録し、避難者名簿を作成しなければならない。

※資料編3－(28) 避難所収容者名簿

7 知事への報告

市長（災害対策本部長）は、避難所開設状況をまとめ、避難所開設の目的、避難所の箇所数、収容人員、開設期間の見込み等を京都府南丹広域災害対策支部長を通じ知事、南丹警察署長及び京都中部広域消防組合消防長に報告するとともに、その後の状況についても逐次報告する。

8 避難所の閉鎖

市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合は、避難所の閉鎖を決定し、指示する。ただし、避難者のうち帰宅困難な者がある場合については避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

第11 二次災害の防止

災害により宅地（擁壁・法面等を含む。）に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定を実施することによ

り、居住者等に注意を喚起するものとする。

第12 災害救助法による避難所開設基準等

災害救助法施行細則に示される避難所開設の基準は、本章第5節「災害救助法の適用計画」のとおりである。

※資料編3－(15) 災害救助法施行細則

第13 災害救助法による福祉避難所開設基準等

1 対象

高齢者、障害者、乳幼児等避難所生活に何らかの支障をきたす者

2 設置方法

社会福祉施設等を利用して設置するが、この施設等が不足する場合、公的な宿泊施設又は旅館等を利用する。

3 開設期間

災害発生から7日間

第14 学校等における避難計画

保育所、幼稚園及び学校における園児、児童、生徒の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、慎重にして安全な避難の実施を期するものとする。

1 実施責任者

各学校長（保育所長、幼稚園長を含む。）

2 避難の順位

避難順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。

3 避難誘導責任者及び補助者

避難誘導責任者は、小・中学校にあつては教頭、幼稚園、保育所等にあつては上席職員とし、補助員はその他の教職員とする。

4 避難誘導の要領、措置

(1) 避難誘導に当たっては、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。

(2) 避難はまず屋外運動場等広場を目標とし、状況判断のうえ第2目標へ誘導する。

(3) 避難に当たっては、充分状況判断のうえ、履物、学用品等の携行を考慮する。

(4) 実施責任者は、避難誘導の状況を逐次市教育長又は市長に報告し、市教育長は市長又は保護者に通報する。

(5) 災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

5 避難地の設定

避難地及び避難経路は1箇所だけでなく、状況に応じて変更できるよう、複数の候補を設定する。

なお、これらの設定に際しては、市防災計画の避難地と以下の事項とを配慮しなければならない。

- (1) 危険物貯蔵所等の近くでないこと。
- (2) 近辺の家屋・建築物から火災が発生しても安全性が確保されること。
- (3) 建築物等が倒壊・破損しても安全性が確保されること。
- (4) 傾斜地や埋立地でないこと。
- (5) 高圧鉄塔・高圧線等が周辺にないこと。
- (6) 深い穴、危険河川、低地、崩落しやすい急傾斜地の近くでないこと。

なお、市防災計画に準拠し、市、園部消防署、南丹警察署、自治会等と密接に連携して安全の確認に努めるとともに、避難地等については保護者に連絡して周知徹底を図る。

第15 避難者健康対策

避難生活の長期化による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、避難者の健康保持を図る。

1 実施責任者

避難者の健康対策は、関係機関の協力を得て、市及び京都府がそれぞれの役割に応じ連携し実施する。

2 体制の整備

- (1) 市は、南丹保健所を始め関係機関などと連携し、協力体制を確保する。
- (2) 被害の程度に応じて、隣接する市町に支援を求める。

3 保健活動の実施

被災住民の健康相談等に対応するため、保健師、栄養士等による巡回健康相談チームを編成し、救護所及び福祉事務所等関係機関と連携しながら、被災者の健康保持のため以下の事業を行う。

(1) 活動体制

ア 市は、被災者の状況等、被害の状況を速やかに、南丹保健所長に報告するとともに、避難者の健康保持を図るため、必要な保健サービスの復旧を図る体制づくりに努め、保健所に協力要請を行う。

イ 避難所等における巡回健康診断・栄養相談を実施し、被災者のニーズを把握し被災者に対して必要な保健・医療・福祉のサービスが受けられるよう調整、支援を行うとともに、南丹保健所に設置される救護所等と連携し適切な治療につなげる。

(2) 事業内容

ア 避難所等における巡回健康相談、被災地における一般家庭・仮設住宅入居者への訪問指導及び健康調査

(ア) 避難生活の長期化に伴う健康障害の予防、高齢者、妊産婦、障害者、難病患者、人工透析患者やその他疾病を持った人の健康状況の悪化防止のために、巡回健康相談・栄養相談を実施するとともに、救援所等と連携し、適切な治療に繋げる。なお、必要な処遇を充分に行えない高齢者については、「介護施設等一時避難協定書」における協定締結先施設等への移送を行う。

(イ) 被災地の一般家庭・仮設住宅入居者への訪問指導を通じて被災者のニーズを把握し、関係者・関係機関に情報提供を行うとともに、福祉との相互調整を図り、被災者に対して必要な保健・医療・福祉のサービスが受けられるように調整、支援を行う。

(ウ) 被災者の健康調査（栄養調査、歯科検診等）を、関係機関の協力を得て行い、潜在的な健康障害を早期に発見し、所要の措置を行う。

イ 健康教育・健康づくりの集い等の開催

被災者が相互交流できる場を設定し、必要な健康情報を提供しながら、被災者のニーズに合わせた健康教育、健康相談を行う。

4 精神保健対策の実施

(1) 医療を必要とする避難者への対策

ア 精神科救護所の設置

医療を中断した被災患者に対し診療の機会を提供するため、京都府は各京都府保健所に精神科救護所を設置（必要に応じて、他府県に精神科医療チームの派遣を要請）するとともに、医師等専門家で構成する巡回診療チームを編成し、各避難所等において巡回診療を行う。

イ 診療情報の管理

医療機関の開設状況、空床情報等の情報の集中管理を行うため京都府は、京都府立精神保健福祉総合センターに情報センターを設置する。

情報センターは、当該センターに集約された情報を京都府保健所及び医療機関に対し、定期的に提供し、医療を中断した被災患者等の医療の確保に資する。

(2) 被災体験、避難所生活などのストレスによって生じる心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策

ア 関係者による支援組織の編成

医療、保健、福祉、教育等の関係者で構成する支援組織を編成し、被災者のニーズに応じたこころのケアのため、次の方策を検討・実施する。

(ア) 知識の普及・啓発

(イ) 巡回相談の実施

(ウ) 相談電話の設置

(エ) アルコール問題等への対応

イ 専門的なケアを必要とする者への支援

専門的なケアを必要とする者を早期に発見し、適切な医療につなげるための連絡調整員（保健師、保健衛生・福祉担当者、教員等により構成）を設置し、医療、保健、福祉、教育等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。

第16 帰宅困難者対策

1 目的

災害により、公共交通機関等の運休により帰宅困難となったもの（以下「帰宅困難者」という。）に対する対策として、関係機関と協力し帰宅の支援、情報提供等を行い、速やかに帰宅できるようにするとともに、帰宅困難者の当面の安全を確保する。

2 協定締結事業者

関西広域連携協議会（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市、社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、社団法人関西経済同友会、関西経営者協会、京都商工会議所、神戸商工会議所）が締結した、「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」に基づき、締結事業者は帰宅困難者に対する帰宅困難者対策支援を行う。

※資料編3－(29) 「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」の協定締結事業者

第9節 食料供給計画

第1 計画の方針

災害が発生した場合は、食料の配給、販売機構が一時的に麻痺、混乱をきたすので、日常の食料を確保できない被災者に、速やかな配給ができるよう平常時から必要な食料を確保するほか、緊急に調達し得る措置について定める。

第2 実施責任者

実施責任者は、市長とする。ただし、市で対処できないときは、市長は、協定締結市町、隣接市町又は京都府に応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の通知に基づき市長が実施する。

第3 食料供給の対象者

- 1 避難所、救護所等に収容されている被災者
- 2 住家被害で炊事のできない被災者
- 3 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先の一時避難者
- 4 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者及び災害ボランティア計画で定めるボランティア

第4 食料供給の実施基準

- 1 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- 2 被災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う場合
- 3 災害地における救助作業、切迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う場合

第5 事前措置

- 1 災害の発生が予想される場合、市長は、管内の米穀小売業者の手持数量を調査のうえ、京都府南丹災害対策支部長に報告する。
- 2 調査した数量が応急配給の最小限度（1～2日分）にも満たないと判断したときは、速やかに米穀小売業者並びに保有米農家に対し、とう精を依頼、精米の確保に努める。

第6 米穀の調達

- 1 災害時における米穀の調達
 - (1) 市長は、災害が広域にわたり市内の米穀小売業者からの調達が困難である場合、必要とする米穀の数量等を、京都府南丹広域災害対策支部長を經由して、知事に要

請するものとする。

- (2) 市長は、政府米の直接売却を受けた場合には、とう精機所有者（米穀小売業者等）にとう精を依頼するものとする。

2 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

- (1) 市長は、給食に必要な米穀の数量等を京都府南丹広域災害対策支部長を経由して、知事に報告するものとする。
- (2) 知事は、農林水産省に要請し、農林水産省から供給を受け、とう精機所有者にとう精を依頼の上、市長に対して引取りを指示するものとする。

第7 応急配給を行う期間

災害が発生した日から7日以内とする。ただし、市長が災害の事情により、その期間を延長する必要を認めたときは、京都府南丹災害対策支部長と協議する。

第8 災害救助法による炊き出しその他食品の給与

災害救助法施行細則に示される炊き出しその他食品の給与の基準は、本章第5節「災害救助法の適用計画」のとおりである。

※資料編3－(15) 災害救助法施行細則

第9 その他の食品の調達

市長は、その他の食品が必要と認めた場合、知事に要請しあつ旋を受けるものとする。その際の費用は実費とする。

第10 炊き出しの実施

1 実施責任者等

被災者に対する炊き出しは福祉部福祉事務所班及び教育部学校教育班が当たり、炊き出しごとに現場責任者を定める。

2 協力機関等

炊き出しに際しては、必要に応じ自治会、婦人会及び一般市民の協力を得て実施する。

3 炊き出しの食品衛生

炊き出しによる感染症の発生を防ぐため、炊き出し作業員及び食品の衛生については十分注意し、消毒液その他必要な薬品を炊き出し施設ごとに備えつける。

- 4 副食、調味料については、可能な限り市内の販売業者から購入するものとし、不能な場合は、京都府南丹広域振興局長に調達あつ旋を要請する。

第11 米穀販売事業者等について

- 1 米穀販売事業者
市内米穀販売事業者に米穀のあっ旋を依頼する。
- 2 副食品販売店
市内業者に副食のあっ旋を依頼する。

第12 通常配給の復帰

市長は、災害時における応急配給は最小限にとどめ、可及的速やかに通常配給に復帰するよう措置する。

第13 家畜飼料の確保

J A京都等に備蓄された飼料に不足を生じたときは、直ちに京都府南丹災害対策支部長に調達あっ旋を要請し、確保に努める。

第14 避難所における供給計画

大規模な災害の発生により避難所を開設した場合の食料等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

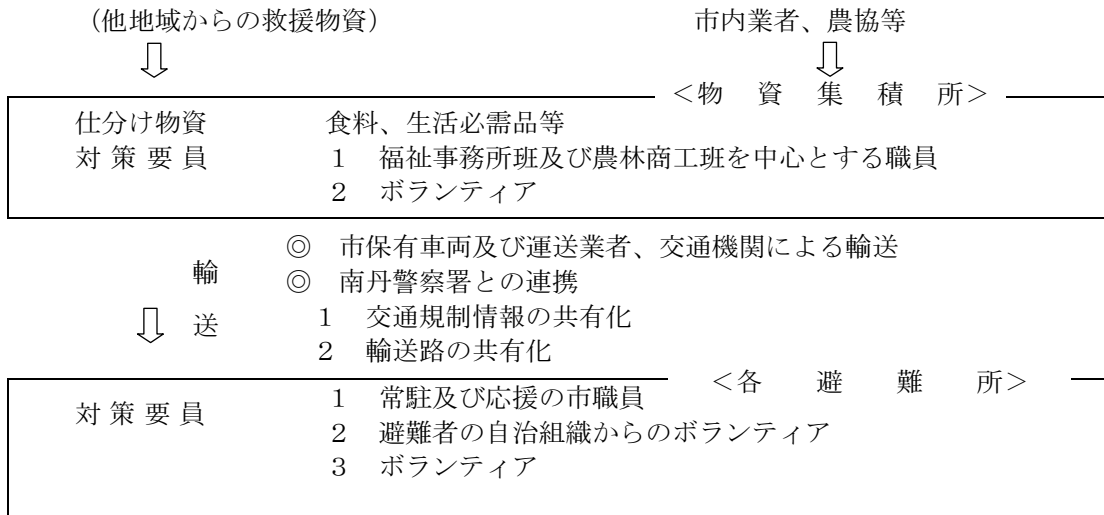
	食 料
第 一 段 階 (生命の維持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの(煮物等)、生鮮野菜、野菜ジュース等
第 三 段 階 (自立心への援助)	食材の給付による避難者自身の炊き出し

第15 物資の集積場所

災害による被害が甚大である場合には、救援物資又は市内からの調達により食料等を供給することになるが、あらかじめ定められた集積場所で、職員のほかボランティアの協力により仕分け作業を行うものとする。

※資料編3－(30) 物資の集積場所

第16 災害時の食料等供給の流れ



第10節 生活必需品等供給計画

第1 計画の方針

被災者に対する被服、寝具その他の生活必需品及び応急復旧資材の確保と供給を迅速、円滑に実施するため必要な事項を定める。

第2 実施責任者

1 災害時における生活必需品の調達及び支給

実施責任者は、市長とする。

2 災害救助法の適用を受けた場合の調達及び支給

物資輸送は知事が行い、被災者に対する支給は、災害救助法第30条第2項の規定に基づき知事の補助執行者として市長が実施する。

第3 生活必需品等の種類

1 生活必需品

被災者に支給する生活必需品等とは、次の品目をいう。

- (1) 被服 下着・靴下・雨衣・防寒衣等の類
- (2) 寝具 毛布・布団等の類
- (3) 日用品等 石けん・タオル・ティッシュペーパー・バケツ・ゴミ袋等の類
- (4) 食器等 紙コップ・はし・鍋等の類
- (5) 光熱材料 マッチ・ローソク・乾電池・灯油等の類

2 応急復旧資材

応急復旧資材とは、おおむね次の品目をいう。

ガラス、セメント、木材、畳、トタン板、ベニヤ板、くぎ、針金、かわら等の類

第4 物資の調達

1 災害救助法の適用を受けない場合の措置

- (1) 市長は、関係機関の協力を得て、事前に各種物資の保有業者、物資名及び在庫数量を把握し、必要が生じた場合には直ちに調達できる体制を確立しておく。
- (2) 農林商工班は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画を樹立し、配分計画に基づいて速やかに被災者に配分する。

2 災害救助法の適用を受けた場合の措置

- (1) 農林商工班は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画を樹立する。
- (2) (1)の配分計画に基づき、直ちに必要量を京都府南丹災害対策支部長に要請する。
- (3) 京都府南丹災害対策支部長から送付された物資は、配分計画に基づいて速やかに

被災者に配分する。

第5 災害救助法による生活必需品等の給（貸）与基準及び配分要領

1 生活必需品の給与の基準

災害救助法施行細則に示される生活必需品の給与の基準は、本章第5節「災害救助法の適用計画」のとおりである。

※資料編3－(15) 災害救助法施行細則

2 物資配分要領

- (1) 災害救助法による物資配分は、知事が市の世帯別構成員別被害状況等に基づき、配分額を決定し、備蓄物資倉庫の物資保管責任者に蔵出しを指示する。
- (2) 指示を受けた物資保管責任者は、直ちに物資を仕分、梱包のうえ市に輸送する。
- (3) 物資を受領した市長は、世帯別構成員別の配分計画をたて被災者世帯に配分し、受領書を受け取る。

なお、配分に当たっては、その世帯の構成員数に応じて世帯別限度額の範囲内で配分計画をたて、限度額を超えて配分しないよう注意すること。

第6 応急復旧資材の調達あつ旋

市長は、必要に応じて、知事に応急復旧資材のあつ旋を要請する。

第7 物資の配分

調達された生活必需品等は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画をたてて、区長会長等立会いの上配分し、配分に関する記録をとる。

第8 生活必需品等販売業者

市内販売業者に生活必需品等のあつ旋を依頼するものとする。

第9 避難所における供給計画

大規模な災害の発生により避難所を開設した場合の生活必需品等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

	生活必需品
第一段階 (生命の維持)	毛布(季節を考慮したもの)
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第三段階 (自立心への援助)	なべ、食器類、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

第10 物資の集積場所

災害が甚大である場合には、救援物資又は市内からの調達により生活必需品等を供給することになるが、その集積場所を本章第9節「食料供給計画」第16に定めた箇所とし、福祉事務所班及び農林商工班職員のほかボランティアの協力により仕分け作業を行うものとする。

※資料編3－(30) 物資の集積場所

第11 震災時の生活必需品等供給の流れ

本章第9節「食料供給計画」第17に定めたとおりとする。

第11節 給水計画

第1 計画の方針

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確立を図る。

第2 実施責任者

飲料水供給の実施は原則として市が行うものとするが、市において実施できないときは、隣接市町の協力を得て実施するものとし、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市長が実施する場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は京都府が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努めるものとする。

第3 事前措置

1 災害発生時に備え、次の事項についてあらかじめ、その体制をたてる。

(1) 水道施設関係

ア 隣接市町に対する応援給水の要請に備え、その要請方法、供給対価等につき事前に協議する。

イ 気象庁の気象情報に対処し、災害が予想されるときは低地におけるポンプの取り外し、あるいは配水池の満水、各家庭における用水の確保等の対策措置を講ずる。

ウ 応急復旧工事に必要な器具資材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。

エ 停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、またその運転方法について関係者によく熟知させる。

オ 事務系統職員の応援あるいは指定水道工事業者の応援の対策をたてる。

(2) その他

ア 災害時給水活動の円滑を期するため、平時より給水源（井戸等）の所在地、給水可能戸数を調査し水質検査をしておく。

イ タンク車、給水容器、容器運搬用車両の準備をする。

ウ 飲料水の消毒薬品（晒粉、次亜塩素酸ソーダ、塩素等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所、配置場所もよく検討する。

エ 飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器はいつでも使用できるような限り多く備える。

第4 飲料水の確保

災害により水道施設等に被害を受けたときは、直ちに要給水対象人員等を調査し、次

の措置をとる。

1 水道施設による給水源の確保

(1) 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。

なお、感染症等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実行し、かつ、残留塩素の確認を怠ってはならない。

(2) 復旧についての資材、人員、工事業者等の手配関係を迅速に行う。

(3) 被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については、判明次第直ちに京都府関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により文書で報告する。

2 その他による給水源の確保

(1) 京都府南丹災害対策支部長に給水車による浄水の供給を要請する。

(2) ろ水滅菌して使用可能な水源を有するときは、京都府南丹災害対策支部長にろ水機による給水を要請する。

(3) 汚水が流入した井戸等については、井戸替えを指導するとともに、消毒の措置をとる。なお、飲用に利用する場合は、飲用適否のための水質検査を行う。

※資料編3－(31) 井戸に対する塩素消毒薬基準注入量

第5 応急給水の目標水量等

災害発生からの日数	目標水量	住居からの運搬距離	用途
3日まで	30 /人・日	おおむね 1000m以内	生命維持に最小限必要 (飲料等)
4～10日	200 /人・日	おおむね 250m以内	日周期の生活に最小限必要 (飲料、水洗トイレ、洗面等)
11～21日	1000 /人・日	おおむね 100m以内	数日周期の生活に最小限必要 (飲料、水洗トイレ、洗面、 風呂、シャワー、炊事等)
22～28日	被災前給水量 (約2500)	おおむね 10m以内	ほぼ通常の生活 (若干の制約はある)

(注) 住居からの運搬距離は、可能な限り短くなるように努める。

第6 給水の方法

飲料水は、おおむね次の方法によって供給する。

1 現地でろ水機により供給する。

2 給水車又は容器により運搬供給する。

3 消毒薬を投入し(基準量の10～20倍に希釈して使用)、又は配布して飲料水を確保する。なお、飲用に利用する場合は、飲用適否のための水質検査を行う。

※資料編3－(32) 給水車等保有状況

第7 給水の要領

- 1 給水に際してはその場所、時間等について被災の住民に周知措置を講ずる。
- 2 給水タンク車による場合は、近くの水道施設から補給水を受けることが要件となり、給水範囲が大きいときは、必要に応じ要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。
- 3 ろ水機による場合は、先ず現地において適当な水源を必要とする。この場合、地表面から水面まで約4メートル以下の井戸が適している（ポンプのサクシヨンの都合上）が、事前によく塩素、晒粉、次亜塩素酸ソーダ等で消毒する。井戸替えを行ったときは、水が十分かわるまで汲み出し、外観検査の結果、無色透明で異物の浮遊、沈殿が認められず、かつ、残留塩素が0.2mg/l以上検出されるようにする。なお、飲用に利用する場合は、必要に応じ、飲用適否のための水質検査を行う。
- 4 災害の規模により1戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの市民に公平に行きわたることを期するものとする。
給水量標準は、1人当たり3リットルとする。
- 5 生水は避け、必ず煮沸した水を飲用するよう広報する。

第8 災害救助法による飲料水の供給

災害救助法施行細則に示される飲料水の供給の基準は、本章第5節「災害救助法の適用計画」のとおりである。

※資料編3－(15) 災害救助法施行細則

第12節 住宅対策計画

第1 計画の方針

災害のため住家が全壊、全焼又は流失し、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するために応急仮設住宅を設置し、又は災害のために住家が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理することができない者に、日常生活に欠くことのできない部分を応急修理するための計画について定める。

第2 応急仮設住宅

1 実施責任者

一般災害については、市長が行うものとし、災害救助法を適用した（知事の通知に基づき市長が実施する場合を除く。）災害については、知事が行う。

2 入居者選考の機関設置

災害救助法による応急仮設住宅の入居者の決定は知事が行うが、市長はその補助執行者として入居者選考を実施する。

総務部税務班が、本章第3節「通信情報連絡活動計画」に基づき調査した住家被害状況により入居対象者となるべき者につき調査し、次の事項に該当する者を民生委員の意見を徴して選考する。

3 対象者

住宅が全壊（焼）又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者で、次の範囲の者をいう。

- (1) 生活保護法による被保護者及び要保護者
- (2) 特定の資産のない失業者
- (3) 特定の資産のない寡婦及び母子世帯
- (4) 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障害者
- (5) 特定の資産のない勤労者
- (6) 特定の資産のない小企業者
- (7) 前各号に準ずる経済的弱者

4 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅建設の基準

災害救助法施行細則に示される応急仮設住宅建設の基準は、本章第5節「災害救助法の適用計画」のとおりである。

※資料編3－(15) 災害救助法施行細則

5 建設予定地の選定

事業部において、あらかじめ被害が予想される程度等を考慮して応急仮設住宅建設適地を市有地等で再災害の危険のない場所を選定しておく。

6 既存公的施設の利用

市は、あらかじめ選定された一時居住住宅として利用可能な既存公的施設を利用し、応急仮設住宅の供与までの間の居住の安定を図る。

なお、公営住宅など応急仮設住宅と同様に利用できる施設については、応急仮設住宅として取り扱うものとする。

7 住宅のあっ旋

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤収されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅のあっ旋等を積極的に行う。

8 福祉仮設住宅の設置

市は、必要により、高齢者、障害者等であって、日常生活上特別な配慮を要する者のための施設を「福祉仮設住宅」として設置する。

第3 住宅の応急修理

1 実施責任者

一般災害については、住宅所有者が行うものとし、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市長が実施する場合を除く。）、自らの資力により応急修理できない者に対しては日常生活に欠くことのできない部分に限定して知事が行うものとする。

2 対象者

住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者で、その範囲は第2の3に準じる。

3 災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の基準

災害救助法施行細則に示される住宅の応急修理の基準は、本章第5節「災害救助法の適用計画」のとおりである。

※資料編3－(15) 災害救助法施行細則

第4 建設業者への依頼

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、建設業者へ依頼するものとする。

第5 被災住宅に対する措置

1 一般住宅に対する措置

一般民間住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構による災害関連諸貸付制度について、指導にあたる。

2 公営住宅に対する措置

災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により、公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合に事業主体が公営住宅の再建設又は補修（既設公営住宅の復旧）を

行うときは、公営住宅法第8条の規定により、国は、復旧に要する費用の一部について補助することができることになっている。

(1) 対象

災害による被災の規模等に係る要件は設けられていないが、一戸当たりの復旧費が11万円以上で合計額が290万円以上（ただし、市においては190万円以上）となる場合について国庫補助の対象となっている。

(2) 査定及び補助率

事業主体が既設公営住宅の復旧計画を有する場合は、国により滅失（再建設費）及び補助費の査定を受ける。補助率は復旧に要する費用（再建設費が標準建設費を超えるときは、標準建設費とみなす。）の1/2である。ただし、激甚災害の場合は補助率のかさあげが行われることになっている。

(3) 復旧の手順

- ア 災害現況の現地調査
- イ 既設公営住宅復旧計画書の提出
- ウ 再建設費、補修費及び宅地復旧費の査定

第13節 医療・助産計画

第1 計画の方針

災害により医療の機能がなくなり、若しくは著しく不足し、又は医療機構が混乱した場合における医療及び助産について必要な事項を定める。

第2 実施責任者

災害時における医療及び助産は、市が応急対策として実施するが、救助法が適用された場合（知事の通知に基づき市長が実施する場合を除く。）、市が要請したとき及び京都府が必要と認めた場合は、京都府が行う。

第3 医療及び助産の対象者

- 1 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者
- 2 災害発生の日前後7日以内の分べん者で災害のため助産の途を失った者

第4 医療及び助産の実施

- 1 医療及び助産を実施する必要が生じたときは、直ちに京都府南丹災害対策支部長に救護班の派遣を要請する。
- 2 患者の症状又はその他の状況により必要と認められるときは、病院又は診療所（助産の場合は助産施設を含む。）に移送するものとする。
- 3 市は、船井医師会と協議して救護班の編成、派遣を依頼する。
- 4 京都府は、市から応援要請があった場合又は必要と認めるときは救護班を派遣し、被災地の負傷者の応急治療を行い、重病傷者は後送病院に搬送する。

本市は南丹医療圏に属し、基幹災害医療センター及び地域災害医療センターは、次のとおりである。

医療センター	2次医療圏名	病院名	所在地	電話番号
基幹災害医療センター	南丹医療圏 (亀岡市、南丹市、京丹波町)	京都第一赤十字病院	京都市東山区本町15-749	075-561-1121
地域災害医療センター		公立南丹病院	南丹市八木町上野25	0771-42-2510

※資料編3- (33) 市から京都府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統

※資料編3- (34) 市から京都府を通じて国公立病院等に応援要請する場合の連絡系統

※資料編3- (35) 空輸のための応援要請をする場合の連絡系統

第5 救護所の開設

健康班は、既設の医療機関に患者を収容することができないときは、直ちに小学校、

公民館等適当な施設を選定して救護所を開設する。

第6 医療及び助産活動に必要な携行資材、補給方法

- 1 健康班は、医療及び助産に必要な資材並びに次の諸用紙を携行するものとする。
診療録、死亡届、出生届、感染症発生届、医療用品一覧及び使用簿
- 2 補給は、原則として調達により、病院又は診療所を基地として必要に応じ行うものとする。

第7 医療品等の調達

医療及び助産に必要な医療品等の調達については、市内医療品等調達先のほか、南丹保健所と協議し、必要に応じてその処置をとるものとする。

第8 災害救助法による医療及び助産基準

災害救助法施行細則に示される医療及び助産の基準は、本章第5節「災害救助法の適用計画」のとおりである。

※資料編3－(15) 災害救助法施行細則

第14節 防疫計画

第1 計画の方針

災害発生時には廃棄物や腐敗物が散乱し、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となり、感染症等が発生しやすいので、防疫措置を迅速に実施して感染症の発生及び流行を未然に防止し、防疫対策上万全の措置を講ずる。

第2 実施責任者

- 1 細菌検査、疫学調査、食品衛生監視

知事が実施する。

- 2 井戸、家屋、便所等の消毒及びねずみ族昆虫駆除

市長が南丹保健所と協力して実施する。ただし、市で実施できないときは、近隣市町の協力を得て、南丹保健所にこれの実施を依頼する。

第3 防疫活動の実施

- 1 防疫班の編成

防疫班の編成は次の基準とし、状況に応じて医師等を編成するなど、弾力的な班編成とする。

職員2名（検病調査等の必要があるときは、保健師又は看護士を加えた編成とする）

- 2 感染症対策活動の実施方法

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示・指導に従って消毒など次の措置を実施する。

- (1) 消毒の方法（法第27条）

消毒の方法は、次に掲げる基準に従い、消毒薬を用いて行う。

ア 対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行う。

消毒の対象となる場所は、次のとおりである。

(ア) 感染症の患者がいる場所又はいた場所

(イ) 感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所

(ウ) 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所

イ 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）

ねずみ族及び昆虫等を駆除する際には、次に掲げる基準に従い行う。

ア 対象となる区域の状況、ねずみ族及び昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行う。

イ 駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

(3) 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件に係る措置（法第29条）

ア 対象とする物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該物件に対する措置（移動の制限及び禁止、消毒、廃棄その他必要な措置）の目的を十分に達成できるような方法により行う。

(ア) 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行う。

(イ) 廃棄にあつては、消毒、次の(ウ)に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行う。

(ウ) 滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行う。

イ 消毒及び滅菌にあつては、消毒又は滅菌を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

(4) 生活用水の供給（法第31条）

知事において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じられたときは、市は、知事の指示に従い、生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

(5) 京都府への連絡

市長は、感染症が発生し、又は発生する疑いのある事実を知った場合には、速やかに京都府に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。

3 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

第4 備蓄資材等

1 防疫用薬品

(1) クレゾール石けん液、塩化ベンゼトニウム液、トリクロロイソシアヌル酸等を環境班において平時から備蓄する。

(2) 防疫薬品は必要に応じて市内薬局から調達する。

※資料編3 - (36) 防疫薬品の即時調達先

2 防疫用機械

防疫用機械の配置等については、環境班において整理しておくものとする。

※資料編3－(37) 防疫用機械の配置等

第5 避難所における防疫

1 食品衛生

(1) 避難所における食品衛生確保

食品の調達・支給に当たっては、業者の協力を得て衛生面等に良好な製造所を把握し、保冷車等による適切な輸送・管理の確保に努める。

市は、災害時食品衛生管理の取扱に基づき避難所における食品の衛生管理を行う。

(2) 炊き出しによる食事提供時における衛生確保

市は、災害時食品衛生管理マニュアルに基づき炊き出し時における衛生管理を行う。

2 し尿処理

(1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難場所等の仮設トイレの必要数やし尿の処理見込みを把握する。

(2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。

(3) 消毒剤等の資機材の準備及び確保

仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

(4) 京都府等への応援要請

ア し尿の処理に必要な人員、処理運搬車両又は処理能力が不足する場合には、近隣市町に応援を要請する。

イ 近隣市町で応援体制が確保できない場合には、京都府に対して、広域的な支援の要請を行う。

第6 家畜伝染病の予防

災害発生に伴う家畜伝染病の発生予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づき、農政班が南丹家畜保健衛生所と協力し検査、予防注射並びに消毒等を実施する。

なお、精密な病性鑑定については、中央家畜保健衛生所が実施する。

※資料編3－(38) 家畜保健衛生所

第7 家庭動物の保護及び収容対策

1 実施機関

災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。

2 実施方法

- (1) 放浪している動物を保護し、収容する。
- (2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。
- (3) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。
- (4) 飼養されている動物に餌を配布する。
- (5) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。
- (6) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。
- (7) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。

第15節 被災者救出計画

第1 計画の方針

災害のため生命身体が危険な状態にある者又は行方不明の状態にある者に対する捜索又は救出、保護等について定める。

第2 実施責任者

市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、近隣市町又は京都府、消防及び警察にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。

第3 救出の対象者

救出は、次の状態にある者に対して行う。なお、救出は災害にかかった原因の種別あるいは住家の被害とは関係なく必要に応じて実施するものとする。

- 1 災害のため、おおむね次のような生命身体が危険な状態にある者
 - (1) 火災時に火中にとり残された場合
 - (2) 倒壊家屋の下敷になった場合
 - (3) 流失家屋及び孤立した地点にとり残された場合
 - (4) 山津波あるいはなだれにより生理めになった場合
 - (5) 電車、自動車、航空機、雑踏、爆発等の重大事故が発生し、乗客、被災者等の救出が必要な場合
- 2 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にある者

第4 救出の方法

救出要員は消防団をもってこれに当てる。

第5 関係機関への要請

消防団員の救出班のみでは救出困難の場合は、京都府南丹災害対策支部、南丹警察署、京都中部広域消防組合、近隣市町に協力を要請するとともに、必要に応じて知事に自衛隊の派遣を要請する。

第6 災害救助法による救出の基準

災害救助法施行細則に示される災害にかかったものの救出の基準は、本章第5節「災害救助法の適用計画」のとおりである。

※資料編3-(15) 災害救助法施行細則

第16節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画

第1 計画の方針

災害によって死亡したと推定される者の搜索及び遺体の収容、処理、埋火葬の実施に関する計画を定める。

第2 実施責任者

市長が実施する。ただし、市で対処できないときは市長は、隣接市町又は京都府に応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の通知に基づき市長が実施する。

第3 遺体の搜索

1 搜索の対象

行方不明の状態にある者で、被災の状況によりすでに死亡していると推定される者

2 搜索の実施

市長が消防機関、南丹警察署に協力を要請し、搜索を実施する。また、必要により地域住民の協力を得る。

3 応援の要請

市のみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町の応援を要する場合又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、京都府南丹災害対策支部及び隣接市町並びに遺体漂着が予想される市町村に対して、次の事項を明示して要請する。

- (1) 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- (2) 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- (3) 応援を要請する人員、舟艇又は器具等

第4 遺体の収容処理

1 実施方法

遺体の処理は市長が消防機関、南丹警察署に協力を要請して実施する。

また、必要に応じ市内の医師、地域住民等の協力を求める。

2 処理の内容

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

遺体識別等のための処置であり、市が処理場所を借上げ、原則として救護班により実施し、遺体の撮影等により身元確認の措置を行う。

(2) 遺体の一時保存

遺体の身元識別等のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬ができない場合は、市長は寺院等の施設を借上げ又は野外に天幕を設置

して一時保存する。

(3) 検案

原則として救護班により行う。

警察官等が遺体を発見し、又は発見の届出を受けたときは「刑事訴訟法」、「検視規則」、「死体取扱規則」又は「海上保安庁死体取扱規則」等の諸規定に基づき検視その他所要の措置を行う。

3 変死体の届出

変死の疑いのある遺体については、直ちに南丹警察署に届出をし、検視後に遺体の処理に当たる。

4 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、遺族、親族又は市長に連絡のうえ警察署長は、所持金品等とともに速やかに遺体を引渡すものとする。

5 検案から埋火葬許可証発行までの処理体制

遺体の処理、検案、遺族への遺体引渡し、安置における遺族の付添い、死亡届、埋火葬許可証の交付等が円滑に行えるよう配慮する。

第5 遺体の埋火葬

1 埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない遺体

2 埋火葬の実施

埋葬の実施は、市が直接土葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に現物給付をもって支給する。

なお、埋火葬の実施に当たっては次の点に留意すること。

(1) 事故死等による遺体については、南丹警察署から引継ぎを受けた後埋火葬する。

(2) 身元不明の遺体についてはその調査に当たるとともに、埋葬に当たっては、土葬又は火葬とする。

(3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しないものの埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

(4) 埋火葬の実施が市において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。

第6 災害救助法による基準

災害救助法施行細則に示される遺体の搜索、処理及び埋火葬の基準は、本章第5節「災害救助法の適用計画」のとおりである。

※資料編3－(15) 災害救助法施行細則

第7 漂着した遺体の取扱い

1 漂着した遺体が当該災害によるものと推定できる場合

南丹市域に漂着した場合、直ちに災害救助法の適用市町村長に連絡して、関係市町村長に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては、知事に遺体の漂着の日時・場所等を報告するとともに、必要に応じ、知事の指揮を受けて、南丹市長が埋火葬又は遺体の処理を行うものとする。

2 漂着した遺体が当該災害によるものと推定できない場合

南丹市長が行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の定めるところに従って、その遺体を措置する。

措置した後において、その遺体の漂着が当該災害によるものと判明した場合、判明時期が当該救助の実施期間内であるときは、法による救助の実施とみなして取り扱うものとする。

第8 火葬場の状況

火葬場の状況を資料編に示す。

※資料編3－(39) 市の火葬場

第17節 障害物除去計画

第1 計画の方針

災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くとともに交通路の確保を図る対策について定める。

第2 実施責任者

市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の通知に基づき市長が実施する。また、障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

なお、市で対処できないときは、隣接市町又は京都府にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。

第3 道路関係障害物除去

1 土砂等の崩壊による場合は、次の区分により除去を行うものとする。

一般国道（指定区間）	国土交通省近畿地方整備局
京都府が管理する一般国道（指定区間外）	京都府南丹土木事務所
府道	京都府南丹土木事務所
市道	南丹市

2 除去の方法は、崩壊の程度により消防機関、地元応援による除去又は請負による除去により実施する。

3 道路状況により交通規制、迂回路が必要な場合は、南丹警察署と協議し、適切な処置をとるものとする。

4 電柱、電線等公共物の倒壊による場合は、京都府南丹土木事務所長を通じ、当該物件の管理者に連絡し除去を求める。

第4 災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準

災害救助法施行細則に示される障害物の除去の基準は、本章第5節「災害救助法の適用計画」のとおりである。

※資料編3－(15) 災害救助法施行細則

第18節 廃棄物処理計画

第1 計画の目的

被災地のごみ処理、し尿処理等の廃棄物処理業務等を迅速適切に実施し、生活環境の保全を図る対策について定める。

第2 実施責任者

市長及び船井郡衛生管理組合（以下この節において「組合」という。）が実施する。ただし、被害が激甚のため実施できないときは、隣接市町からの応援を得て実施するが、知事に連絡し必要なあつ旋を求めるものとする。

第3 災害時の措置

- 1 市及び組合は、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- 2 市は、処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害状況と廃棄物（がれき）の発生量見込み等について、京都府及び組合に報告する。
- 3 市及び組合は、廃棄物の収集・処理に必要な人員、収集運搬車両等が不足する場合には、京都府に支援を要請する。
- 4 市及び組合は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取り等を速やかに行うとともに、仮設トイレの設置をできる限り早期に完了する。
仮設トイレの設置に当たっては、障害者等への配慮を行う。
- 5 市及び組合は、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所等の衛生の向上を図る。
- 6 市及び組合は、発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には廃棄物の収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみ等を早期に処理するように努める。
- 7 市及び組合は、廃棄物（がれき）の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管・焼却のできる借置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物（がれき）の最終処分までの処理ルートの確保を図る。
- 8 市及び組合は、応急活動後、処理・処分の進捗状況を踏まえ、廃棄物（がれき）の破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

第4 被害報告

災害廃棄物処理事業実施状況及び廃棄物処理施設等の被害状況、復旧費、復旧期間、

復旧方法については判明次第直ちに京都府関係機関へ電話等で報告し、被害が確定した後の段階においてその状況を別に定められた様式により南丹保健所等を経由し文書で報告する。

第19節 文教対策計画

第1 計画の方針

災害時における文教対策については園児、児童、生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命・身体の安全を第一義とし休校、登下校、応急教育、文教施設設備の応急復旧、教科書、学用品等の調達及び配給、学校給食、教育実施者の確保、学校等における保健衛生及び危険物等の保安、被災者の救護活動への連携・協力等について定める。

第2 実施責任者

- 1 市立の幼稚園、保育所及び小・中学校（以下この節において「学校等」という。）の応急教育並びに市立文教施設の応急復旧対策は、市長（委任を受けている場合は市教育長）が行う。
- 2 各学校ごとの災害発生の場合に伴う適切な措置については、学校長が行う。
- 3 京都府立高等学校、京都府立丹波養護学校、私立の高等学校、短期大学、専門学校及び幼稚園等については、当該高等学校長、京都府立丹波養護学校長、短期大学長、専門学校長又は幼稚園長が行う。

第3 事前準備

- 1 学校等の長（以下この節において「学校長等」という。）は、学校等の立地条件等を考慮し、災害の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき、明確な計画を立てておく。
- 2 教職員は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長等と協力し、応急教育体制に備えて、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 学校行事、会議、出張等を中止すること。
 - (2) 児童生徒等の避難、災害時の事前指導及び事後処理等につき、保護者との連絡方法を検討すること。
 - (3) 市教育長、市、南丹警察署及び父兄への連絡網の確認を行うこと。
 - (4) 勤務時間外においては、学校長等は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知しておくこと。

第4 児童生徒等の安全対策等

1 児童生徒等の安全確保等

学校長等は、災害発生時においては、児童生徒等の安全確保に全力を上げて取り組むとともに、児童生徒等の安否、被災状況等を速やかに把握し災害対策本部教育部に報告する。

2 児童生徒等の収容

災害の状況に応じて、学校長等は児童生徒等を一時的に安全な施設に収容し、その旨災害対策本部教育部に速やかに報告する。

また、学校等の被災等により、児童生徒等を収容できないときは、ただちに教育部へ連絡し適切な措置を講じる。

第5 休校・登校措置

1 休校措置

(1) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長等は市教育長と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ園児、低学年児童については、教職員が地区別に付き添うものとする。

(2) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、有線放送（CATV）又は電話連絡網によって保護者に伝えるとともに、電話により関係地区長等に伝達し、徹底を図る。

(3) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、学校長等は、市教育長と協議し決定するものとする。

2 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して本章第8節「避難対策計画」の第14に定める計画に基づいて、各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

第6 応急教育の実施

1 応急教育の区分

学校施設の確保状況を勘案して、通常の学校教育を実施できない場合は、次の区分に従って応急教育を実施する。

(1) 臨時休校

(2) 短縮授業

(3) 合併授業

(4) 二部授業

(5) 分散授業

(6) 複式授業

(7) 上記の併用授業

2 教育実施者の確保

教育委員会は、教員の被災状況あるいは交通の支障等により通常の学校教育ができない場合、次の方法により教員確保の応急措置を実施する。

(1) 各学校で教員の被災状況、出勤状況により一時的な教員組織を編成する。

(2) 小中学校については、次の措置をとる。

ア 交通事情により勤務校に出勤できない教員は、出勤可能な学校へ赴き学校教育にあたる。

イ 京都府教育委員会と協議し、助教諭、臨時講師を任用する。

ウ 京都府教育委員会と協議し、出張指導による補充措置をとる。

第7 教科書及び学用品の調達並びに支給

1 調達方法

(1) 教科書の調達

被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、京都府教育委員会に報告するとともに、指示に基づき教科書供給書店等に連絡し供給を受けるものとする。また、他の市町村に対し使用済みの古本の供与を依頼する。

(2) 教科書以外の学用品の調達

市立学校については、市長が直接調査、調達、配分する。

2 給与対象者

住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童、生徒で教科書、学用品を滅失又はき損した者

3 給与の方法

市教育委員会は、学校長と緊密な連携を保ち、給与の対象となる児童生徒を調査、把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り各学校長を通じて対象者に給付する。

4 支給品目

(1) 教科書

(2) 文房具 ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(3) 通学用品 運動靴、傘、カバン、風呂敷、ゴム靴等

第8 教科書及び学用品の給与の費用、期間

教科書及び学用品の給与品目、費用及び期間については、災害救助法が適用された場合に準じて行う。

第9 災害救助法による学用品の給与基準

災害救助法施行細則に示される学用品の給与の基準は、本章第5節「災害救助法の適用計画」のとおりである。

※資料編3－(15) 災害救助法施行細則

第10 学校給食対策

市教育委員会は、応急給食の必要があると認めるときは、総務部財政班及び京都府南丹災害対策支部並びに関係機関と協議のうえ応急配給を実施する。

第11 学校等における保健衛生及び危険物等の保安

- 1 被災した児童生徒等に対しては、その被災状況により京都府及びボランティアの協力により保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケアに努める。
- 2 避難所となった学校において、事前に決められた場所で救護所を開設することができない場合は、学校再開まで保健室を一時的に救護所として使用する。
- 3 学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

第12 被災者の救護活動への連携・協力

学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し市民班、福祉事務所班と連携を図る。

また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊き出し等について協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるような人的支援体制を整備するなど円滑な活動が行われるよう努める。

第20節 輸送計画

第1 計画の方針

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を実施するための対策について定める。

第2 実施責任者

災害時における輸送力の確保措置は、市長の指示に基づき、災害対策本部のそれぞれ応急対策を実施する各部・班において行うものとする。ただし、災害が激甚のため災害対策本部において確保することが困難な場合は、京都府及び関係機関の応援を求めて実施する。

第3 輸送の対象等

1 輸送の対象

(1) 被災者の避難の場合

- ア 被災者自身を避難させるための輸送
- イ 被災者を誘導するための人員、資材等の輸送

(2) 医療及び助産の場合

- ア 救護班によることができない場合において患者を病院、診療所へ運ぶときの輸送
- イ 救護班に属する医師、助産師、看護師等の輸送
- ウ 重病ではあるが今後は自宅療養によることになった患者の輸送

(3) 被災者の救出の場合

- ア 救出された被災者の輸送
- イ 救出のための必要な人員、資材等の輸送

(4) 飲料水の供給の場合

- ア 飲料水の輸送
- イ 飲料水を確保するための人員、ろ水器その他飲料水の供給に必要な機械、器具、資材等の輸送

(5) 死体の捜索の場合

死体の捜索に必要な人員及び資材の輸送

(6) 死体の処理の場合

- ア 死体の処理等のために必要な人員、資材等の輸送
- イ 死体の移送の場合

(7) 救済用物資の整理及び配分の場合

- ア 被服、寝具、その他生活必需品の輸送
- イ 学用品の輸送

ウ 炊き出し用食料品、調味料、燃料の輸送

エ 医薬品、衛生材料の輸送

2 輸送順位

(1) 人員の輸送

災害によって優先輸送される人員は、災害対策本部員、消防団員、応急措置を行う要員、救出された被災者等

(2) 物資の輸送

物資輸送については、府南丹災害対策支部及び関係機関と密接な連絡調整を行い決定するものとするが、緊急物資として優先輸送するのは食料、飲料水、医薬品、防疫物資、生活必需品、災害復旧用資材、車両用燃料等とする。

第4 輸送力の確保

1 車両等の確保

公用自動車等の配車計画については、総務部総務班が行うが、各部・班のものを使用してもなお不足する場合は、民間所有の車両等を借上げ、又は知事に対し調達のあっ旋を求めるものとする。この場合、借上げ手続その他必要事項は総務部財政班が措置し、土木建築部土木管理班が協力するが、おおむね次の事項を明示して要請するものとする。

(1) 輸送区間及び借上げ期間

(2) 輸送人員又は輸送量

(3) 車両等の種類及び台数

(4) 集合場所及び日時

(5) その他必要な事項

2 輸送力の確保についての協力要請

企画推進班においては、救助物資等の輸送の万全を期するため、災害の状況に応じて、次に掲げる関係機関に対し、連絡又は必要な措置を講ずるよう、協力を要請するものとする。

(1) 西日本旅客鉄道(株)

(2) 日本通運(株)京都支店

(3) 京阪京都交通(株)

(4) 園部レンタカー(有)

3 輸送の方法

輸送は、被害の状況及び地形等により判断し、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

(1) トラック、バス等による輸送

(2) 鉄道等による輸送

(3) 航空機等による輸送

(4) 人力等による輸送

4 京都府へのあつ旋要請

市で確保する車両だけで不足する場合は、知事へ調達のあつ旋を求める。

(1) 陸上輸送を要請する場合

ア 通常の場合

イ 通信連絡網途絶の場合

※資料編3－(40) 陸上輸送を要請する場合の連絡系統

(2) ヘリコプター等による輸送を要請する場合

ア 地上輸送がすべて不可能の場合又は輸送の急を要するもの等の場合には、直ちに京都府南丹広域災害対策支部長を通じ、知事にヘリコプターによる輸送を要請するものとする。

※資料編3－(41) ヘリコプター等による輸送を要請する場合の連絡系統

イ 災害対策用ヘリコプター離着陸場の整備

災害情報の収集、人命の救出、救護物資の輸送等迅速な災害救助を図るため、災害対策用ヘリコプター離着陸場を次のとおり設定するものとする。

※資料編3－(42) 災害対策用ヘリコプター離着陸場

5 人力による輸送の場合

災害の状況により、車両、ヘリコプター等による輸送手段が講じられない場合は、必要に応じて賃金職員等を臨時に雇用し、人力による輸送を行う。

第5 緊急通行車両の取扱い

1 確認をする対象

災害対策基本法第76条の規定に基づき、緊急通行車両として確認の対象となるものは、おおむね次のようなものである。

(1) 水防活動のために通行させるとき。

(2) 消防活動のために通行させるとき。

(3) 救急活動のために通行させるとき。

(4) 警察活動のために通行させるとき。

(5) 防疫活動のために通行させるとき。

(6) 生活必需物資輸送のため通行させるとき。

(7) 応急的な道路、河川、砂防、電気、通信（電話を含む。）、上下水道及びガス等の工事のために通行させるとき。

(8) 鉄軌道等の工事（架線工事を含む。）のために通行させるとき。

(9) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道関係者を事案に関する取材のために通行させるとき。

- (10) 傷病者の救護のため又は医師を救急患者の診断、治療等のために通行させるとき。
- (11) 郵便物（電報を含む。）の集配のために通行させるとき。
- (12) 清掃、汚物処理（ゴミ取り、くみ取り等）、消毒等保健衛生上の必要のために通行させるとき。
- (13) 自衛隊を防災活動のために通行させるとき。
- (14) その他災害対策本部の災害予防計画及び災害復旧計画に基づき通行させるとき。

2 緊急通行車両の確認申請

災害対策基本法第76条に規定する緊急輸送を行う車両の通行の確認を受けようとするときは、事前に緊急通行車両等確認申請書に輸送協定書又は指定行政機関の上申書等当該車両の使用目的を明らかにする書面を添えて、京都府警察本部交通規制課長、高速道路警察隊長又は警察署長に提出し、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

※ 緊急通行車両等確認申請書は、資料編3－(43)参照

※ 緊急通行車両の標章と緊急通行車両確認証明書は、資料編3－(45)参照

3 緊急通行車両の事前届出

市は、緊急通行車両の事前届出制度により、あらかじめ届出済証（資料編3－(45)）の交付を受けておくものとする。

第6 災害救助法による輸送基準

災害救助法施行細則に示される応急救助のための輸送費の基準は、本章第5節「災害救助法の適用計画」のとおりである。

※資料編3－(15) 災害救助法施行細則

第21節 道路交通対策計画

第1 計画の方針

災害時において交通が途絶又はそのおそれがあるときに、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うため、交通の安全確保のための交通規制、道路標識等の設置、交通情報の収集及び広報等の要領について定める。

第2 実施責任者

1 市長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を行う。

2 交通の規制は、次の区分により行う。

(1) 京都国道事務所長、京都府南丹土木事務所長及び市長

ア 災害発生前において異常気象等により道路の交通が危険と認められる場合、知事が管理する道路については京都府南丹土木事務所長が、大臣が管理する道路については近畿地方整備局京都国道事務所長が通行規制を行う。また、市が管理する道路については道路管理者である市長が通行規制を行う。

イ 災害による道路の破損欠壊、その他の理由により道路交通が危険であると認められる場合、知事が管理する道路については京都府南丹土木事務所長が、大臣が管理する道路については近畿地方整備局京都国道事務所長が通行規制を行う。また、市が管理する道路については道路管理者である市長が通行規制を行う。

(2) 公安委員会及び南丹警察署長

道路交通法に基づき、公安委員会又は南丹警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため、必要があると認める場合、当該道路につき区間又は場所を定めて歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

第3 実施方法

1 道路、橋梁等の応急措置

(1) 道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合は、当該道路に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ交通の確保を図るものとする。

(2) 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図るものとする。

2 被害箇所等の通報連絡体制及び調査

(1) 災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通報するものとする。

(2) 通報を受けた警察官又は市長は相互に連絡するとともに、被害状況を調査するため、道路河川班を中心に調査班を編成し、調査するものとする。

- (3) 調査班は調査の結果、支障箇所を発見したときは、警察官と相互に連絡をし、その道路名、箇所、拡大の有無、巡回路線の有無その他被害状況を関係機関に連絡するものとする。
- (4) 道路管理者及び上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

3 交通規制

- (1) 道路管理者、南丹警察署長は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合又は災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、通行の禁止、制限又は回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。
- (2) 道路管理者、南丹警察署長は、通行の禁止、制限の規制を行った場合、関係法令に基づき規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。
- (3) 道路管理者、南丹警察署長は、通行の禁止、制限の規則及び「車両通行止め」「まわり道」「工事中」等の道路標識又は立看板等の準用状況について相互に連絡、把握しておくものとする。
- (4) 車両の運転者の義務
道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

4 交通処理

- (1) 交通規制を行う地区について、ロープ、パイプ、柵等の資機材を活用して行う。
- (2) 運転者が車両を離れるときは、ドアの鍵をかけないよう広報する。
- (3) 道路の中央に放置されている車両は、道路の左側に移動する。
- (4) 混乱している交差点では、公園、空き地、その他車両の収容可能場所に収容し、車道を空けるように努める。
- (5) 交通規制及び交通整理に当たっては、現場近くの運転者の協力を求めるなど適切な処置をとる。
- (6) 運転者に対しては、ラジオの交通情報の傍受に努め、現場警察官等の交通規制の指示に従うよう広報する。
- (7) 規制区域内の住民に対して、家財道具等を道路に持ち出さないように指導する。
- (8) 被災者と緊急通行車両等が混雑した場合は、被災者を優先して誘導する。
- (9) 避難誘導に際しては、被災者の混乱による事故防止に努める。

※資料編3－(46) 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

第22節 道路除雪計画

第1 計画の方針

豪雪に際して、配備体制、路線の確保、除雪機械の配置など一般市民の協力を得て迅速適確な除雪作業が実施できるよう除雪計画を定める。

第2 除雪対策組織

1 除雪対策本部の設置

本章第1節「災害対策本部等運用計画」による。

2 平時の体制

平時の道路除雪については、道路管理担当課（道路河川課）が担当する。

第3 京都府及び隣接市町との連絡

主要道路を確保するため道路管理担当課は、京都府南丹広域振興局、京都府南丹土木事務所及び隣接市町と密接に連絡し、計画的な道路除雪を実施する。

第4 除雪路線の緊急順位

1 国道及び府道

国道及び府道については、国又は京都府が実施するが、市は京都府の除雪計画における国道及び府道の補完的除雪作業を行う。

2 市道

次のとおり緊急順位を設ける。

- (1) 学校、幼稚園等公共施設へ通じる最重要路線及び消防上必要な路線
- (2) 交通上重要な路線
- (3) その他の市道

第5 除雪機械の配置

1 京都府へのあつ旋の依頼

市保有又は民間借上の機械のみでは除雪が不可能な場合は、京都府南丹広域振興局長（京都府南丹災害対策支部長）に除雪機械のあつ旋を依頼する。

第6 消防団の出動と一般市民の除雪

市長は、緊急に除雪を行うため必要があるときは消防団長及び各区長に連絡し、消防団の出動並びに一般市民の協力を要請する。

第7 その他

道路管理担当課長（道路河川課長）は、毎年積雪前に「降雪・豪雪に対する道路除雪計画書」を作成し、市長に提出するとともに関係者と協議する。

第23節 危険物等応急対策計画

第1 計画の方針

危険物及び毒物劇物の災害に際しては、市民の生命身体及び財産を保護するためにこの計画に定めるほか、災害の規模に応じて本章第3節「通信情報連絡活動計画」、第6節「消防活動計画」、第15節「被災者救出計画」等に定めるところにより関係機関は、相互に緊密な連絡をとり活動を開始し、被害の拡大防止軽減に努める。

第2 実施責任者

市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、市長は、隣接市町、京都府及び関係機関に応援を要請する。

第3 計画の内容

1 危険物製造所等応急措置計画

(1) 危険物製造所等での危険物の流出又は火災等災害の発生に際しては、その施設の責任者、園部消防署と連携を密にし、被害の拡大防止等の総合的な応急対策を実施し、当該施設の関係者及び付近住民の安全を確保する。

(2) 災害が発生した場合は、関係機関と連携し、状況に応じて次の措置をとる。

ア 消防機関への通報

イ 危険物の流出、延焼防止及び二次災害の誘発防止

ウ 付近住民等に対する広報活動

エ 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制

オ 避難誘導及び群衆整理

カ 負傷者の救助、応急手当て及び搬送

キ 危険物火災の特性に応じた消防活動

ク 危険物の除去

2 火薬類保管施設応急措置計画

(1) 火薬類を取扱っている場所の付近に火災が発生し、貯蔵又は取扱中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、その施設の責任者、関係防災機関等と連携を密にして、速やかに火薬類を安全な場所に移動させる措置をとるとともに、関係者以外の者の立入りを禁止する。

(2) 前記(1)の場合において、火薬類を移動させるいとまがない場合は、火薬類の爆発等により危害の及ぶおそれがある区域を警戒区域として設定し、延焼防止に当たるとともに、住民の避難、立入禁止など、警備上必要な措置をとる。

(3) 災害が発生した場合は、関係防災機関等と連携し、状況に応じて次の措置をとる。

ア 在置火薬類に関する情報収集

- イ 消火活動
- ウ 注水その他の延焼防止活動
- エ 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- オ 警戒区域の設定及び交通規制
- カ 飛散火薬類等の検索回収
- キ 二次爆発の防止措置

(4) 災害のため自動車による火薬類の運搬に支障があると認められるときは、公安委員会が緊急措置をとり、その運搬を制限し、又は禁止する。

3 高圧ガス貯蔵施設応急措置計画

(1) 災害の規模及び態様、地形、建築物の状況、高圧ガスの種類及び数量、気象条件を考慮し、施設の管理者、消防その他の関係防災機関、京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所と連携を密にして、迅速かつ適切な措置をとる。

(2) 爆発、火災又は可燃性若しくは支燃性のガスの漏えいが発生した場合は、状況に応じて次の措置を講じる。

- ア 京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所への出動要請
- イ 高圧ガス設備運転の緊急停止及び充てん容器等の安全な場所への移動
- ウ ガス漏えい状況及び流動範囲の確認
- エ 漏えい防止作業
- オ 注水及び消火活動
- カ 付近住民等に対する広報活動
- キ 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
- ク 避難誘導及び群衆整理
- ケ 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- コ 応急措置に必要な資機材の緊急輸送路の確保
- サ 引火性、発火性又は爆発性物質の移動

(3) 毒性ガスの漏えいに際しては、前項に定めるもののほか、必要に応じて次の措置をとる。

- ア 施設の管理者等に対する除害措置の指示
- イ 付近住民等に対する中毒防止方法の広報
- ウ 防毒措置等に必要な資機材及び薬剤の輸送援助

4 毒物劇物保管施設措置計画

(1) 応急措置

災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物営業者等において回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに南丹保健所、園部消防署、又は南丹警察署に届出るものとする。(毒物及び劇物取締法第16条の2)

(2) 緊急措置

南丹保健所（又は南丹警察署）は毒物劇物の流出散逸等の状況について速やかに広報活動し関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。

5 原子力以外の放射性物質応急対策

原子力以外の放射性物質の放射線障害が発生した場合は、これを取り扱う施設の責任者に、ただちに関係防災機関に通報させるとともに、施設の責任者及び関係防災機関は、次の応急措置を講じる。

- (1) 放射線量の測定
- (2) 危険区域の設定と立入禁止制限
- (3) 危険区域内住民の退避措置
- (4) 被ばく者等の救出、救護
- (5) 交通規制と群衆整理
- (6) 人心安定のための広報活動
- (7) その他災害の状況に応じた必要な措置

第24節 ライフライン関係施設応急対策計画

第1 計画の方針

災害の発生時には、各ライフライン関係機関は、直ちに被害調査、復旧作業を行うとともに、復旧状況を各防災関係機関に報告するものとする。また、復旧に当たってはライフライン関係機関相互の連携を密にし、ガスもれのところに電気を復旧させたために火災等が発生するような事態に至らないよう留意する。

第2 電気施設関係応急対策計画（関西電力(株)）

1 計画の方針

電気施設を災害から防護するため、各種施策を実施し、災害が発生した場合には速やかに応急復旧作業により電気の供給確保に努める。

2 計画の内容

(1) 非常災害前の対策

ア 設備の予防強化

洪水等の被害より防護するため諸施設の災害予防について応急対策を講ずる。

発電機、送配電設備の工事中又は仮工事実施中のものは速やかに本工事を完了するほか、応急措置を講ずる通信設備については予備電源装置の試運転、燃料冷水の補給等を行う。

イ 工具・機動力・資材等の整備確認

工具・車両・舟艇・ヘリコプター等を整備又は手配し、応急出動に備えるとともに手持資材の確認、応急資材の確保に努める。

ウ 人員の確保、連絡の徹底

非常災害時における編成に基づき、動員体制を確認するとともに連絡方法を再確認する。請負契約に基づく社外応援を準備し、復旧要員の確保を図る。災害の規模に応じて隣接電力会社との相互協力体制を確立する。

(2) 非常災害発生時の対策

ア 設備の運転保守

お客さまサービス及び治安維持上原則として送電を継続する。浸水、倒壊等により運転することが危険であり、事故を拡大するおそれがあるか、運転不能が予測される場合は運転を停止し関係各機関に連絡するとともに必要な措置を講ずる。

通信については、常に回線の監視、試験を行い、また移動無線機の活用を図る等通信確保に努める。

イ 被害状況の収集・周知

非常災害対策本部において被害情報の早期把握に努め常に被害全般を掌握し、適切な連絡を行うとともに新聞、ラジオ、広報車等により被害状況復旧見込等の周知

を行う。

ウ 被害の復旧

非常災害対策本部は各設備ごとの被害状況を速やかに掌握し、復旧計画を樹立する。

各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ供給上の復旧効果が大きいものから行う。

(3) 復旧応援

被害が大きく、京都支店若しくは火力センターのみの要員で早期復旧が困難な場合は他支店・支社又は協力会社等の応援を要請する。

この場合、応援要員は当該対策本部長の指揮下に入る。

第3 通信施設応急対策計画（西日本電信電話(株)）

1 計画の方針

電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から防護するために緊急に行う応急対策について定める。

2 計画の内容

(1) 設備及び回線の応急復旧措置

ア 電気通信設備に災害が発生し通信回線が故障となったときは、西日本電信電話(株)災害対策規定の定めるところにより、当該設備の復旧に関し応急の措置をとる。

イ 回線の復旧順位は次のとおりとする。

第 1 順位	気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察機関・防衛機関・輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第 2 順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第 3 順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(2) 営業所等建物に対する応急措置

災害等のため営業所等建物が被災したときは、応急の措置をとるとともに当該建物の迅速な復旧が困難と認められるときは、他の建物等を利用し、又は借り入れる等の方法により速やかに業務の開始を図るものとする。

第4 上水道施設関係応急対策計画（上水道班）

1 被害状況の収集及び伝達

地震災害の発生時に、取水・導水・浄水・送水の各施設についての被害状況を早急に

調査し、関係機関に迅速に伝達する。

2 災害広報

上水道にかかわる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、社会混乱を未然に防止するよう努める。

3 応急復旧

- (1) 各水源の取水施設、導水施設及び浄水施設の復旧を最優先に行い、順次浄水場に近い箇所から送水管の復旧を進める。
- (2) 応急復旧作業の実施に際しては、補修専門業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。
- (3) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注手配する。

第5 下水道施設関係応急対策計画（下水道班）

1 被害状況の収集及び伝達

地震災害の発生時に、管渠・ポンプ場・処理場の各施設についての被災状況を京都府とも協力しながら早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

2 災害広報

下水道にかかわる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、京都府とも連絡調整を図りつつ、地域住民に広報し、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を停止するよう周知する。

3 応急復旧

- (1) 下水管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期する。
- (2) ポンプ場及び処理場の被害に対しては、電源施設、処理機構等の回復を図るべく応急措置を講じて下水処理の万全に努める。
- (3) 応急復旧作業に必要な要員として補修専門業者を確保するとともに、建設業者の応援を求める。
- (4) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注手配する。

第25節 農林関係応急対策計画

第1 計画の方針

各種災害に対して、農林産物の被害を最小限に止めるための方策について定める。

第2 計画の内容

各種災害に対して、災害発生時点における農産物の生育状況等も踏まえて、京都府地域防災計画で定められている対策も参考とし、近畿農政局、京都府農林水産部、JA京都等との連携により、次の対策を実施する。

- 1 雪害及び寒干害対策
- 2 晩霜と低温障害対策
- 3 春季高温障害対策
- 4 春季長雨障害対策
- 5 ひょう害対策
- 6 長梅雨及び水害対策
- 7 夏季低温・日照不足対策
- 8 風水害対策
- 9 農林水産施設等応急対策

風雨等により農林水産用施設が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止し、また、適切な応急措置を実施して、農林水産業の生産が迅速に元の形態に復するため、次のような応急対策を進める。

(1) 農地、農業用施設

ア 農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早期に行われるよう努める。

また、土地改良区及び農業水利団体は、施設及び農地の被害状況、被害額並びに気象資料を市及び京都府南丹広域振興局に速やかに報告することとする。

イ 出水等による被災の程度が大規模で、周辺地域に湛水の危険があるときには、すみやかに関係機関と連絡をとり、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。

ウ 管理施設（頭首工、揚水機場、ため池、水路等）ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

エ 近畿農政局は、耕地復旧の応急対策として次の機械を貸し付ける。

(ア) 機械の種類

排水機（エンジン付）

(イ) 貸付対象

地方公共団体、土地改良区、農業協同組合

(ウ) 機械保有場所

近畿農政局土地改良技術事務所

京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地 (641-6391~3)

(2) 林業用施設

- ア 林地荒廃防止施設及び林道の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに二次災害の防止対策等緊急の措置を講じる。
- イ 被災の程度が大規模で、被害が拡大する可能性又は周辺地域に危険を及ぼす可能性があるときには、立入り禁止等の措置をとり、地域住民に広報して安全対策を実施する。
- ウ 施設ごとの被災状況に基づいて関係機関は応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

(3) 畜産施設

- ア 風雨等により、畜舎及び管理施設等が破損する等の被害を受け、家畜の逃亡、へい死、病気の発生等が生じた場合は、その実態を早急に把握して、関係機関に連絡するとともに、その協力を得て適切な応急措置を講じる。
- イ 家畜保健の関係機関は家畜のへい死、病気の発生又はその恐れがあるときは、へい死畜の処分並びに予防接種、薬剤散布等を行って家畜の病気の発生又はまん延を防止する措置を講じる。
- ウ 被災地域における家畜飼料を確保するために、関係機関及び飼料販売業者の協力を得る。

(4) 治山施設

- ア 風雨等により、堰堤、護岸工等の治山施設や土留工等の山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたときには、早急に現場の被災状況を点検調査し、市、消防署(団)、警察署等関係機関に連絡するとともに、障害物の除去等の緊急措置を実施する。
- イ 被害の程度が甚だしく、また、雨水の浸透等により破壊が拡大し、地域住民に危険を及ぼす可能性が大きいときには、その旨を広報して必要な安全対策を講じる。
- ウ 被害状況に応じて復旧計画を策定し、民生の安定を図るために緊急性の高いものから応急復旧対策を実施する。

第26節 労務供給計画

第1 計画の方針

災害応急対策を実施するに当たって、災害対策本部員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足する場合における労働力の確保について定める。

第2 実施責任者

労働者の雇上げは、市長の指示により災害対策本部の各部・班において行うものとする。

第3 労働者の業務範囲

災害応急対策に必要な労働者は、次の業務を行う者に必要な補助者とする。

- 1 被災者の避難
- 2 医療及び助産
- 3 被災者の救出
- 4 飲料水の供給
- 5 行方不明者の捜索
- 6 遺体の処理
- 7 救出物資の整理、輸送及び配分
- 8 その他災害応急対策に必要な業務

第4 労働者の雇上げ

市だけでは要員の不足が生じたときは、次の事項を付し、京都府災害対策本部へ要請し、人員の確保を図る。

- 1 労働者の雇用を要する目的又は作業種目
- 2 労働者の所要人員
- 3 雇用を要する期間
- 4 労働者が従事する地域
- 5 労働者の輸送方法
- 6 その他必要な事項

第5 災害救助法を適用した場合の賃金職員等雇上費支給の基準

災害救助法施行細則に示される賃金職員等雇上費の支給の基準は、本章第5節「災害救助法の適用計画」のとおりである。

※資料編3－(15) 災害救助法施行細則

第27節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 計画の方針

自然災害その他の災害に際し、市民の人命又は財産を保護するため、必要があると認められる場合における自衛隊法第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣についてその手続等を定める。

第2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護のため必要があるもので、次に定めるものとする。

1 被害状況の把握	① 気象庁、他部隊等から震度5弱以上の地震発生との情報を得た場合、当該震度の地震発地域近隣の対象部隊の長は、速やかに航空機等により当該地震の発地域及びその周辺について、目視、撮影等による情報収集を行う。 ② 知事から要請があったとき、又は第7普通科連隊長等の長が必要と認めるときは、車両、艦船、航空機等により情報収集を行う。
2 避難の援助	避難の勧告・指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
3 遭難者の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防作業を行う。
5 消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
6 道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
7 応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
8 人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合、航空機による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて上級司令部に上申要請して行う。
9 炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
10 物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
11 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
12 その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第3 自衛官の権限

自衛官は、市長又は市長の職権を行う市職員及び警察官がその場にいらない場合に限

り、次の措置を行うことができる。

- 1 災害対策基本法第63条第3項の規定による「警戒区域の設定等」
- 2 災害対策基本法第64条第8項の規定による「土地・建物等の一時使用等及び工作物等の除去等」
- 3 災害対策基本法第65条第3項の規定による「応急措置業務の業務従事命令」
- 4 災害対策基本法第76条の3第3項の規定による「移動等（自衛隊の緊急通行車両の円滑な通行確保のため必要な措置をとること）」
- 5 警察官職務執行法第4条の規定による「避難等」
- 6 警察官職務執行法第6条第1項の規定による「立入り」
- 7 道路法第24条の規定による「損壊道路の応急的補修」

第4 災害派遣の要請等

1 災害派遣要請の依頼

(1) 市長は、自衛隊による応急措置が必要であると認めるときは、次の事項を明らかにして、知事あてに派遣要請の要求を行い、関係機関にも通報するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を必要とする事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 希望する派遣区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するため文書をもってしては時期を失す場合は、口頭又は電話等によるものとし、後刻速やかに文書を作成し、正式に要請するものとする。

(3) 市長は、通信の途絶等により、知事への派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び第1項に定める事項を明らかにして、陸上自衛隊第7普通科連隊長に通報することができる。この場合、通信等が回復したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

2 派遣要請等のあて先

要 請 先	陸上自衛隊第7普通科連隊長
緊 急 要 請 窓 口	第3科
所 在 地	京都府福知山市天田堀
電 話 番 号	【勤務時間内】 電話：(0773) 22—4141 (内線：235) FAX：(0773) 22—4141 (自動：269、手動：265) 【勤務時間外】 電話：(0773) 22—4141 (内線：302)
衛 星 通 信 系 情 報 シ ス テ ム	【勤務時間内】 衛星7-835-8103 地上8-835-8103 【勤務時間外】 衛星7-835-8108 地上8-835-8108

3 自衛隊の自主活動

自衛隊は、特に急を要し、要請権者からの要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊を派遣することができる。

第5 災害派遣部隊受入体制

1 他の機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の機関と競合重複することなく最も効率的に作業を分担できるよう配慮するものとする。

2 作業計画及び資機材の準備

市長は、自衛隊の作業について先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、十分な資材を準備し、かつ、作業に関係のある管理者の了解を求める。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 自衛隊との連絡窓口の一本化

派遣された自衛隊との連絡窓口を総務部総務部財政班に設置し、連絡職員を指名する。

4 派遣部隊の受入れ

市は、本章第20節「輸送計画」第4の4のとおりヘリコプターの発着地を定めているが、自衛隊の部隊の受入れを行うにあたり、次の施設の選定、確保を行うものとする。

なお、選定の際には、できるだけ住民が避難に使用している施設を避けるよう考慮する。

- (1) 宿泊所等の準備
- (2) 部隊集結位置の確保
- (3) ヘリポート、駐車場等の確保

5 派遣部隊到着の措置

- (1) 派遣部隊との作業計画等の協議
- (2) 京都府知事への報告

※資料編3－(42) 災害対策用ヘリコプター離着陸場

第6 経費の負担区分

市は、原則として災害派遣部隊の活動に要する次の経費について負担する。市が負担することが適当でないものについては、京都府が負担する。

- 1 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び附帯設備料

- 2 1に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの

第7 撤収要請

市長は災害派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったときは、知事及び派遣部隊長と協議の上、知事に災害派遣部隊の撤収要請を要求する。

第28節 職員派遣要請計画

第1 計画の方針

災害応急対策及び災害復旧のため技術を有する職員等を必要とする場合の職員の派遣要請又は派遣のあっ旋について定める。

第2 他の市町村に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を要請することができる。

また、災害対策基本法第68条により知事に対して応援を要請することができる。その際、次の事項を明らかにし、とりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種別人員数
- (4) 応援を必要とする場所及び期間
- (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか職員の応援について必要な事項

第3 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災害対策基本法第29条第2項に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関、特定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は、災害対策基本法第30条第1項及び第2項に基づき、知事に対し、指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関の職員の派遣についてあっ旋を求めることができる。

- 1 市長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第15条)
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- 2 市長が、知事に対し職員の派遣についてあっ旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第16条)
 - (1) 派遣のあっ旋を求める理由

- (2) 派遣のあつ旋を求める職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか職員の派遣のあつ旋について必要な事項

第29節 義援金品受付配分計画

第1 計画の方針

被災者に寄贈される義援金品について、受付及び配分方法等を定める。

第2 義援金品の受付

- 1 市、京都府、日本赤十字社京都府支部及びその他の機関で受付を行い、受付期間はおおむね災害発生の日から1箇月以内とし、必要により延長する。
- 2 市における義援金の受付は、総務部出納班において行い、義援物資の受付は福祉部高齢福祉班で行う。

第3 市における義援金品の保管

- 1 出納班及び福祉事務所班は、義援金品の収支を明らかにする帳簿を備えつけるものとする。
- 2 義援金品は、適正に保管するものとする。

第4 市における義援金品の配分

市で受け付けた義援金品は、出納班及び高齢福祉班がそれぞれその配分を担当する。義援金品の配分に当たっては、被害状況等を勘案して配分率並びに配分方法を決定し、必要に応じ日赤奉仕団等の各種団体の協力を得て、被災者に対する円滑な配分を行うものとする。

第30節 社会福祉施設応急対策計画

第1 計画の方針

災害発生時における施設入所者等の生命の安全の確保及び被災施設の復旧について定めるものとする。

第2 計画の内容

1 災害対策規程の整備

社会福祉施設は、地震、台風、火災等の災害発生に対応するため、防災機構、災害対策活動等を定めた災害対策規程を策定する。

2 防災対策の実施

社会福祉施設は、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき日常的に防災訓練、避難訓練を実施するとともに、最低必要な食料、防災資材等を備蓄する。

3 避難措置等

(1) 災害発生時においては、施設入所者等の生命の安全確保を第一義とし、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき職員、地域住民、消防等関係機関等の協力を得て敏速に安全な場所に避難させるものとする。

(2) 通所施設にあっては、実情に応じ臨時休園とする。

4 防災関係機関との連携

施設長は、市等防災関係機関への通報、情報提供に努めるとともに、必要に応じ関係機関の指導、連携のもと組織的な応急活動態勢の確立に努めるものとする。

5 非常災害支援協定の整備

大規模災害発生の場合は、近隣の異業種施設を含む他施設と連携し、対応できるように非常災害支援協定を締結する。

第3 施設の復旧

1 市営の施設

被害状況の報告を待って現地調査を実施するとともに、被害額、復旧方法等の調査を行い、調査結果に基づき、京都府の指導助言を得て、復旧計画にあたるものとする。

2 私営の施設

被害状況の報告を待って法人が実施する復旧等について指導助言を行うものとする。

3 応急援護計画

被災施設の復旧が長期にわたるおそれのある場合は、入所者等の安全を考慮し、非常災害支援協定に基づき、他の社会福祉施設への転園、在宅による援護等の実情に即した措置を行うよう、施設長に対し助言指導をするものとする。この場合、施設長は、措置の実施者との緊密な連携を図るものとする。

4 保健管理、安全の指導

入所者の安全及び保健管理については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行うものとする。

第3 1 節 災害時要援護者及び外国人に係る対策計画

第1 計画の方針

災害時には、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者（以下「災害時要援護者」という。）は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。

そのため、これらの者に対し十分配慮した応急対策を実施する必要がある。

災害時要援護者支援プランが作成された者については当該プランに即して対応する。

また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、情報伝達に十分配慮する。

第2 計画の内容

1 実施責任者

災害時における災害時要援護者及び外国人に係る対策は、市及び京都府がそれぞれの役割に応じて実施する。

2 災害発生時の災害時要援護者の安否確認等

(1) 被害が予想される災害が発生した場合、京都府との連携のもとに、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やボランティア等の協力も得て、地域の災害時要援護者マップに基づき災害時要援護者の各戸を訪問することにより、災害時要援護者の状況を確認する。また、避難所の調査を実施し、災害時要援護者の所在確認を行う。

(2) 在宅の災害時要援護者に対しては、必要に応じ、福祉避難所への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。

第3 高齢者に係る対策

1 高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、京都府との連携のもとに、災害ボランティア等の協力も得て、避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。

2 市は、京都府との連携のもとに、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。

3 市は、京都府との連携のもとに、管内の老人福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、高齢者のうち重度要介護者については、京都府内及び近隣府県の老人福祉施設等への緊急入所等の対策を講じる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、京都府が当たる。

4 高齢者の健康管理には特に留意することとし、市は京都府と連携し、本章第8節「避難対策計画」第14「避難者健康対策」により対策を講ずる。

- 5 市及び京都府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消など高齢者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。（福祉避難所、福祉仮設住宅の設置の検討）

第4 障害者に係る対策

- 1 市は、京都府との連携のもとに、避難所設営のための資材として、障害者用トイレ、車いすなどの福祉機器、視覚障害者や聴覚障害者のための情報伝達機器（ラジオ、FAX、文字放送テレビ、電光掲示板等）を確保し、必要に応じ、速やかに避難所に提供する。
- 2 市は、京都府との連携のもとに、手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含め視覚障害者や聴覚障害者との情報伝達システムの確立を図る。
- 3 市は、京都府との連携のもとに、避難所及び在宅障害者の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスのニーズを把握し、京都府の協力を得て必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。
- 4 市は、京都府との連携のもとに、管内の障害者福祉施設等と連携し、障害者に必要な保健福祉サービスが速やかに提供できる体制の確保に努める。
また、重度障害者については、京都府内及び近隣府県の障害（者）福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合、市町村間及び他府県との調整には、京都府が当たる。
- 5 障害者の健康管理には特に留意することとし、市は京都府と連携し、本章第8節「避難対策計画」第14「避難者健康対策」により対策を講ずる。
- 6 市及び京都府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消や障害者用トイレの設置など障害者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。（福祉避難所、福祉仮設住宅の設置の検討）

第5 児童に係る対策

- 1 市は、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。この場合、物資の調達が困難なときは、京都府に協力を要請する。
- 2 市は、京都府との連携のもとに、避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行う。
市は、状況に応じ京都府に協力を求め、京都府は必要に応じ他府県に支援を要請する。

第6 外国人に係る対策

- 1 市は、京都府との連携のもとに、災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、外国人との情報伝達システムの確立を図る。
- 2 市は、京都府との連携のもとに、広報・広聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。

第3 2節 環境保全に関する計画

第1 計画の方針

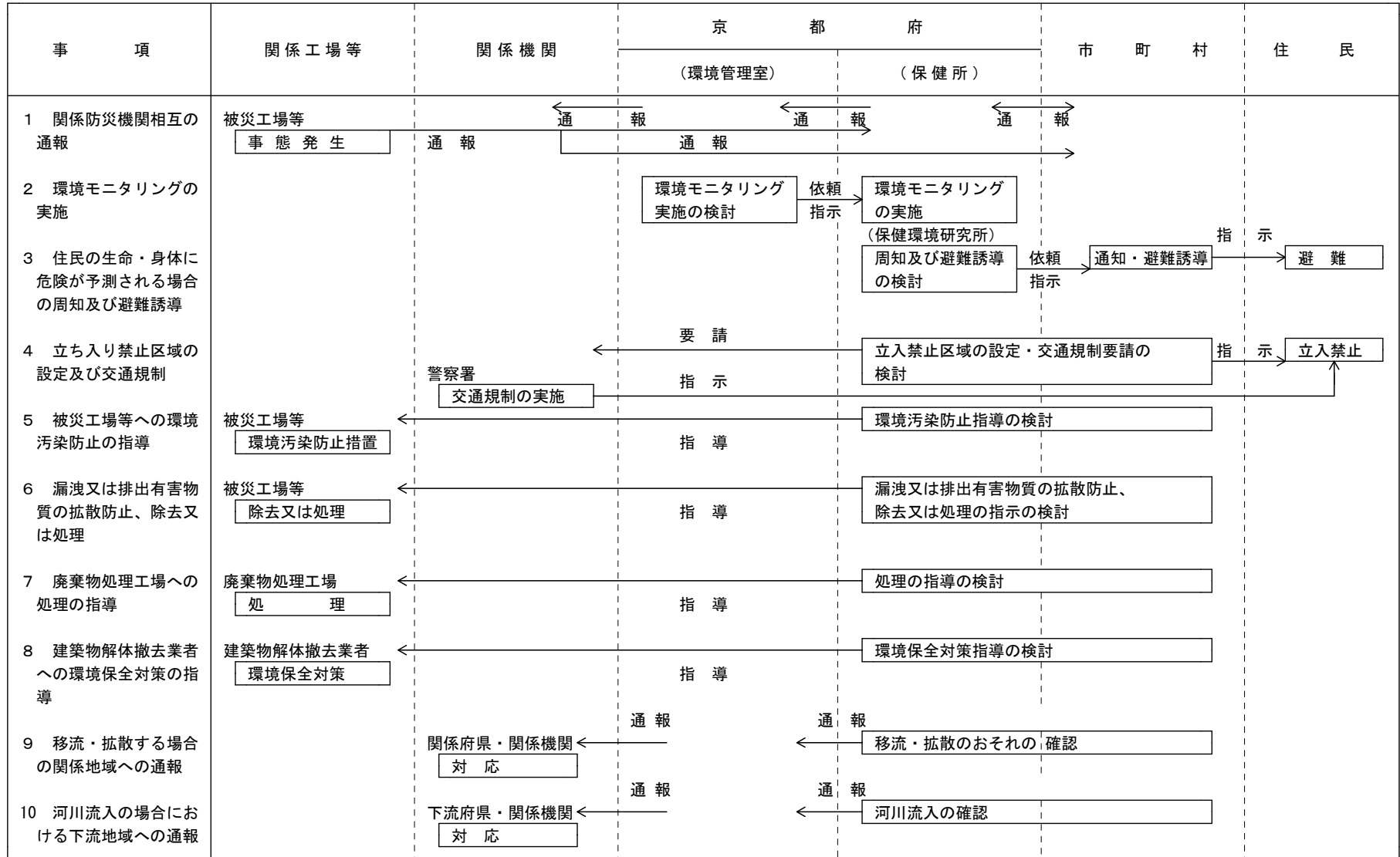
有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第2 環境影響の応急及び拡大防止措置

有害物質による環境汚染が発生した場合は、次の措置をとる。

- 1 関係防災機関等へ通報する。
- 2 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導を実施する。
- 3 立入禁止区域の設定及び交通規制の実施について、京都府と調整し、南丹警察署へ要請する。
- 4 被災工場等への環境汚染防止について、京都府と連携し、指導する。
- 5 漏えい又は排出有害物質の拡散防止、除去又は処理について、京都府と連携し、被災工場等へ指導する。
- 6 京都府と連携し、廃棄物処理工場へ適正な処理の実施を指導する。
- 7 京都府と連携し、建築物解体撤去業者へ環境保全対策の実施を指導する。
- 8 有害物質が移流・拡散するおそれが生じた場合は、関係地域へ通報する。
- 9 有害物質が河川に流入するおそれが生じた場合は、下流地域へ通報する。

環境影響の応急及び拡大防止措置



第33節 ボランティア受入計画

第1 計画の方針

災害ボランティアが十分な活動が行えるよう、市及び京都府は、十分な情報提供と円滑に実施できる環境整備を図る必要がある。

このため、災害発生時のボランティアの受入に当たっては、ボランティア保険の加入促進の利便提供等必要な配慮を行うものとする。

第2 一般ボランティアの受付及び調整

1 組織

災害発生後、市社会福祉協議会は、住民のボランティア活動に対する支援及び調整窓口として市災害ボランティアセンターを設置する。

災害が広域にわたる場合、甚大な場合など市災害ボランティアセンターのみによっては、同センターの機能を果たすことが困難な場合には、市災害ボランティアセンターは、京都府災害ボランティアセンターへの活動の支援を要請する。

2 機能、事業

(1) ボランティアコーディネーターの派遣

市災害ボランティアセンターは、京都府災害ボランティアセンター及び京都府現地对策本部と連携して、避難所等におけるボランティアコーディネーターの必要状況を把握し、あらかじめ登録しているボランティアコーディネーターの派遣調整を行う。

(2) 受付及びコーディネート

ア 市災害ボランティアセンターは、ボランティア活動希望者（団体）の受付・登録を行う。

イ 京都府災害ボランティアセンターから市災害ボランティアセンター等に配置されたボランティアコーディネーターは、ボランティアニーズを把握し、ボランティア活動を企画、実施し、ボランティアコーディネート業務を行う。

3 情報収集・情報提供

(1) 市災害ボランティアセンターは、ボランティアニーズに的確に対応できるよう、活動を通じて得た情報や関係団体等からの情報の収集を行い、京都府災害ボランティアセンター等に情報提供を行う。

(2) 市災害ボランティアセンターは、京都府災害ボランティアセンターに対しボランティア活動に関する情報を提供し、京都府が報道機関の協力を得て、これらの情報を迅速に公表すること等により、市による受入れの調整に努める。

(3) 市災害ボランティアセンターは、ボランティアによる効果的な支援活動を展開するため、自主的な活動を行うボランティアグループ・団体に対する情報提供や活動内容の調整等の連携を図るものとする。

(4) 市は、ボランティアによる安否確認活動や相談活動に資するため、必要に応じ要援護者リストを京都府現地対策本部等に提供するものとする。

4 活動資材等の調整・提供

市災害ボランティアセンターは、活動資材等の必要状況を把握し、調整、提供を行う。

第3 一般ボランティアに対する支援

市及び関係機関等は、被災者支援活動に参加するボランティアの活動拠点、宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。

第4 専門ボランティアの受入れ

専門の知識、技能を必要とする専門ボランティアについては、市災害ボランティアセンターは、必要に応じて関係機関及び京都府災害ボランティアセンターに派遣を要請する。

市は、専門ボランティアが支援活動に参加する際の宿泊場所及び食事の確保等について配慮し、受入れ体制を整える。

第34節 文化財等の応急対策計画

第1 計画の方針

風水害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後適切な応急措置を速やかに講じる。

第2 計画の内容

1 被害が小さい場合

所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。

2 被害が大きい場合

損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。

3 現状の保存

被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。

4 芸術工芸品の一時的保管

芸術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

第35節 り災証明の発行計画

第1 計画の方針

り災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免等を実施するにあたって、必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的かつ一時的な救済を目的に本部長が確認できる範囲の被害程度について証明するものである。

第2 り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。

- 1 全壊、半壊、一部損壊
- 2 床下浸水、床上浸水
- 3 全焼、半焼
- 4 全流失、半流失

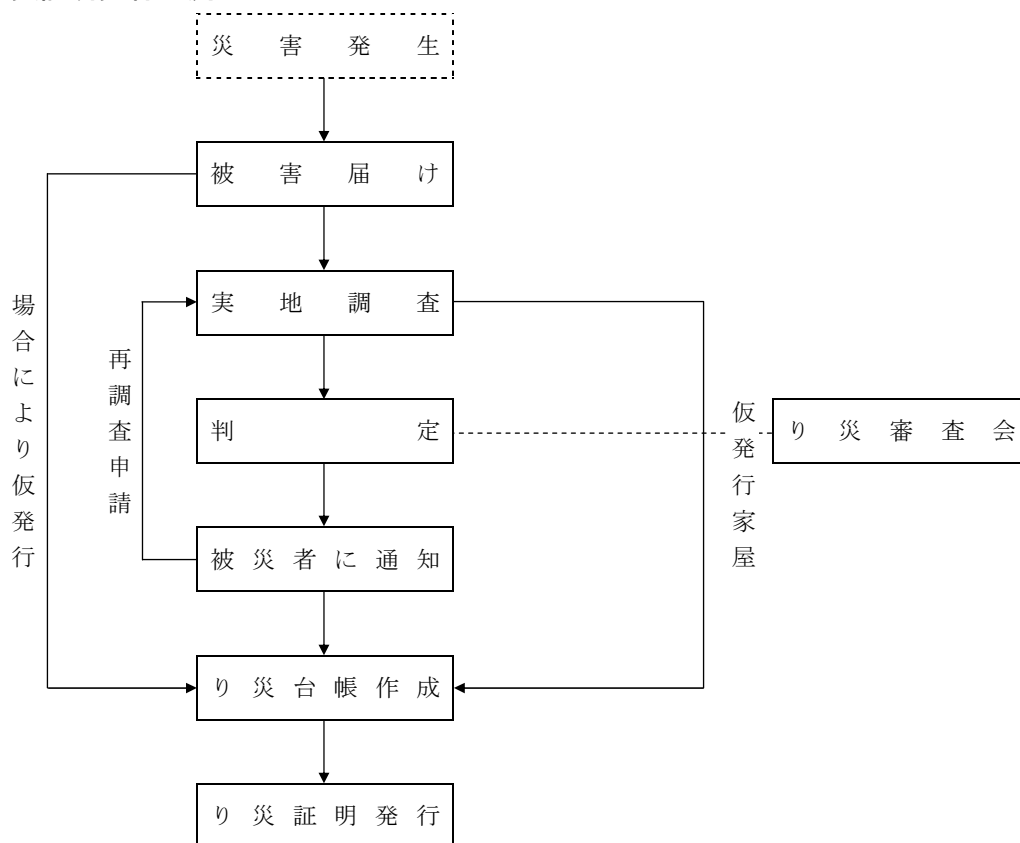
なお、家屋以外のものがり災した場合において、証明の発行が必要な場合においても本部長の発行するり災証明で対応する。

第3 被災家屋の被害認定基準

被災家屋の被害程度の認定基準は、本章第3節「通信情報連絡活動計画」のとおりである。

※資料編3－(11) 被害程度の認定基準

第4 り災証明発行の流れ



第5 り災台帳の作成

市は、固定資産税台帳を基にり災証明の発行に必要な被害情報を被災建物調査結果（全壊・半壊・一部損壊）及びその他建物被害の実地調査によりまとめ、り災台帳にこれを登録する。市は、全り災世帯の台帳を作成する。

実地調査には関係機関及びボランティア等の協力を得、災害発生後おおむね1ヶ月以内に実施する。

なお、実地調査は2人1組で、外観目視による調査とする。

第6 判定

り災台帳に基づき、家屋被害の程度を判定する。判定の困難な物件については、り災審査会に判定を委ねる。り災審査会は、土木建築班長が主催し、判定結果を本部長に報告し、承認を得る。

第7 り災証明の発行

本部長は、り災台帳に基づき申請のあった被災者に対して、被災家屋のり災証明を1世帯当たり1通を原則に発行する。

なお、本部長は、災害の状況により被災者から申請のあった時点で仮り災証明を発行し

たときは、実地調査後にり災証明に切り替え発行し、その旨り災台帳に記録する。

※資料編3－(47) り災証明書

第8 再調査申請の受付

市は、被災者がり災証明の判定に不服がある場合、これを受理し速やかに再調査を実施し、再調査結果を申請者に連絡する。再調査申請のあった家屋の調査は、2人1組で内部立ち入り調査により実施する。

第9 り災証明に関する広報

市は、り災証明の発行及び再調査申請の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を市民班に設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。

第36節 突発的大事故に対する災害応急対策計画

第1 計画の方針

航空事故、鉄道災害、道路災害、危険物等災害（危険物、高圧ガス等の漏えい・流出・火災・爆発、火薬類の火災・爆発、毒物劇物の飛散・漏えい・流出、原子力発電施設以外における放射性物質による放射線障害の発生等）、林野火災、広域停電事故などにより多数の負傷者等が発生し、又は発生する恐れがある突発的大事故への対策は、京都府地域防災計画事故対策編に基づき防災関係機関、事故原因者等と連携を図りながら適切な対策を推進するものであるが、この内、本市が関係機関と連携して推進する応急対策を中心に定める。

また、京都府外の原子力発電施設に係る災害が発生した場合、必要に応じて、関係市への応援、広域避難所の開設等の応急対策を推進するものとする。

なお、本市が実施すべき対策の内、本節に特別の定めを行っていない内容については、市地域防災計画の他の節の内容を援用する。

第2 市の活動体制

市は、本市の区域に突発的大事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、法令及び市地域防災計画の定めるところにより、事故対策本部等を設置し、他の防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

活動体制及び細部にわたる運営上の手続き等具体的な事項については、各事故の特性を考慮して所要の規程を整備する。

また、京都府外の原子力発電所に係る災害が発生した場合においても、必要に応じて事故対策本部を設置し、所要の応急対策の実施に努める。

第3 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

市は、本市の区域において突発的大事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるとき、状況を調査して本計画の定めるところにより、速やかにとりまとめて京都府南丹広域災害対策支部長を経由して、知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

なお、航空機火災・列車火災・トンネル内車両火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）が発生した場合は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、報告するものとする。

また、下記に示す危険物等事故が発生した場合も、同様に、第一報を消防庁に対しても報告するものとする。

(1) 危険物等に係る事故

ア 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物劇物、火薬等（以下この項において「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの

イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの

(イ) 大規模タンクからの危険物等の漏えい等

(2) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

第4 広報活動

京都府の要請を受けて、市防災行政無線、有線放送（CATV）等により広報を行う。

第5 救急医療活動

消防機関等は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてドクターヘリ等を活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、消防機関が消防署の救急車により行うが、対応できないときは市及び京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

市及び医療機関等は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

また、消防機関は、救急医療情報システムを活用して、搬送医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第6 避難対策

突発的大事故発生時の市等が行う避難勧告等については、本章第8節「避難対策計画」によるほか、次のとおりとする。

1 避難誘導の実施

市等は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

2 避難場所の開設及び運営管理

市等は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

3 災害時要援護者対策

避難誘導及び避難場所においては、高齢者及び障害者等に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第7 危険物等災害時における環境保全対策

危険物等災害に伴って、環境汚染が発生、又はそのおそれがある場合は、次の措置をとる。

- 1 関係防災機関等へ通報する。
- 2 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- 3 その他、京都府の行う施策に協力する。

第8 林野火災時における消火活動

市及び京都府、京都中部広域消防組合等の関係防災機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

1 消火活動

(1) 地上消火活動

林野火災の消火活動は火災の規模、火勢の状況を判断して、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行うものとする。

消火活動の指示については、火災発生地域全般の状況を十分掌握し、特に危険のない位置での消火活動を行うよう指示するものとする。

火災を鎮圧し延焼の心配のなくなった地域においても、風などの影響により、焼損木から再燃させる危険性が大きいいため、危険箇所の残火処理を行い、再発防止に努めるものとする。

(2) 空中消火活動

市及び京都中部広域消防組合は、京都府、他市町村、自衛隊等と連携しヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努めるものとする。

なお、ヘリコプターによる空中消火の実施にあたっては次の事項に留意して行うものとする。

- ア ヘリコプターの要請
- イ 空中消火基地
- ウ 空中消火用資機材

京都府が備蓄している空中消火用資機材に係る運用については、「京都府林野火

「災用空中消火資機材管理要綱」により取り扱うものとする。

2 相互応援協定に基づく広域的対応

市等の消防力の全力をあげても林野火災への対応が困難な場合、市及び京都中部広域消防組合は、広域消防相互応援協定に基づき、施設、人員及びヘリコプター等の活用によって、広域的な対応を図り、火災の防除及び被害の軽減を図る。

